630

陸軍省嘱託金子空軒著

勲章・記章の話

特253
348

陸軍省人事局
恩賞課長 及川大佐序・

2

0007251000

0007251-000

特２５３－３４８

勲章・記章の話

金子空軒・著

軍人会館出版部

昭和１３

ABH

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第６７条の規定に基づき、平成１２年３月２３日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

特253
348

陸軍省人事局
恩賞課長 及川大佐序
陸軍省囑託 金子空軒著

勳章・記章の話

財團法人 軍人會館出版部

故大山元帥閣下

寫眞は故大山元帥閣下の正裝姿で（1）が大勳位菊花章頸飾、（2）は功一級金鵄勳章（大綬をもつて左肩から右脇下へ垂れ佩用）、（3）は大勳位菊花大綬章の副章、（4）は功一級金鵄勳章の副章（功二級金鵄勳章）、（5）は勳一等旭日桐花大綬章の副章で、他は悉く外國の勳章である。

故大山元帥閣下

功は（2）、飾頸章花菊位勳大が（1）で委裝正の下閣帥元山大故は眞寫
菊位勳大は（3）、（用佩れ垂へ下脇右らか肩左てつもを綬大）章勳瑪金級一
は（5）、（章勳瑪金級二功）章副の章勳瑪金級一功は（4）、章副の章綬大花
。るあで章勳の國外く悉は他 、で章副の章綬大花桐日旭等一勳

故東郷元帥閣下

功は（2）、飾頸章花菊位勳大が（1）で奏裝正の下閣帥元鄕東故は眞寫
菊位勳大は（3）、（用佩れ垂へ下脇右らか肩左てつもを綬大）章勳瑪金級一
瑪金級一功は（5）、章副の章綬大花桐日旭等一勳は（4）、章副の章綬大花
（章賓瑞等二勳）章副の章賓瑞等一勳は（6）、（章勳瑪金級二功）章副の章勳
。るあで

序

國家のため勳績を樹てた者に賜はる、名譽の表章たる勳章・記章に對し、國民一般の知識が甚しく缺乏して居るのは、洵に遺憾の次第である。

これ畢竟、世の教育者をはじめ一般有識階級の人々のために、之に對する平易適切なる解說書の尠かつたことも、其の原因の一つであらうと思はれる。

著者は此の點に著眼し、條規に拘泥せず、極めて平易に、幾多の挿話を加へて、趣味深く之が解說を試み、而も正確なる認識を與へんと企てたのが本書である。

名譽ある帶勳者に對しては勿論、學校教練、青年訓練等をはじめとし、一般國民教育上好箇の參考書たることを信じて疑はない。

昭和十三年四月

陸軍省人事局恩賞課長　及川源七

故東郷元帥閣下

功は（2）、飾頸章花菊位勳大が（1）で委裝正の下閣帥元郷東故は眞寫
菊位勳大は（3）、（用佩れ垂へ下脇右らか肩左てつもを綬大）章勳瑞金級一
瑞金級一功は（5）、章副の章綬大花桐日旭等一勳は（4）、章副の章綬大花
（章寶瑞等二勳）章副の章寶瑞等一勳は（6）、（章勳瑞金級二功）章副の章勳
。るあで

序

國家のため勳績を樹てた者に賜はる、名譽の表章たる勳章・記章に對し、國民一般の知識が甚しく缺乏して居るのは、洵に遺憾の次第である。

これ畢竟、世の教育者をはじめ一般有識階級の人々のために、之に對する平易適切なる解說書の尠かつたことも、其の原因の一つであらうと思はれる。

著者は此の點に著眼し、條規に拘泥せず、極めて平易に、幾多の挿話を加へて、趣味深く之が解說を試み、而も正確なる認識を與へんと企てたのが本書である。

名譽ある帶勳者に對しては勿論、學校教練、青年訓練等をはじめとし、一般國民教育上好箇の參考書たることを信じて疑はない。

昭和十三年四月

陸軍省人事局恩賞課長　及川源七

はしがき

世間では隨分相當な地位に在る人々でも、勳章や記章に關する知識の存外に乏しいのを見受けるが、これは、つまり教育され若くは研究する機會の乏しいのも其の一原因であらうが、他面之に對する平易適切なる解說書の皆無であることをも擧げねばならぬ。

そこで、勳章・記章に關する事柄を、條文を本とし、極めて通俗平易に書いて、而も正確の知識を與へやうと企てたのが本書である。

卷末に添付せる『勳章・記章佩用一覽』の如き、勿論尙ほ幾分研究の餘地あるべきも、聊か著者苦心の存するところである。

名譽ある帶勳者は勿論、世の敎育に携はる方々のために、幾分の參考たるを得ば、著者の本懷は之に過ぎない。

昭和十三年四月

著者識

目次

一、勳章について……一
二、略綬と略章……一五
三、勳章・記章の一般佩用方について……一七
四、服装による勳章・記章及略綬の佩用別……一九
五、外國の勳章と記章……二二
六、勳章・記章等列佩の順序……二三
七、勳章による宮中席次……二六
八、從軍記章のいろ〳〵……二九
九、從軍記章以外の記章類略說……三三
一〇、勳章の還納……四〇
一一、勳章・記章の再下付と保存方……四〇

一二、褒章について……四一
一三、勳章褫奪について……四三
一四、勳章・記章・褒章の僭用並類似章佩用者の處罰方……四四
一五、滿洲帝國の勳章・記章……四五
（附）物言はぬ勇士・軍用動物にも勳章の譽れ……五〇
附錄　勳章佩用心得

勳章・記章の話

陸軍省囑託　金子空軒著

（一）勳章について

我が日本帝國の勳章は

一、大勳位菊花章頸飾
二、大勳位菊花大綬章
三、旭日桐花大綬章
四、金鵄勳章
五、旭日章
六、瑞寶章
七、寶冠章

八、文化勳章

以上の八種である。

×

これを制定の順序から云ふと、一番最初に制定されたのは旭日章で、明治八年二月始めて勳等賞牌の定めが公布されて、同年十二月三十一日　明治天皇は宮中賢所に於て、皇祖の御神前に旭日大綬章を御奉献あそばされた上　天皇親しく其の勳章を御佩帯になつた。

當時の詔に

朕惟フニ凡ソ國家ニ功ヲ立テ績ヲ顯ス者宜ク之ヲ褒賞シ以テ之ニ酬ユヘシ仍テ勳等賞牌ノ典ヲ定メ人々ヲシテ寵異表彰スル所アルヲ知ラシメントス汝有司其斯旨ヲ體セヨ

とあつた。

1　旭日章

旭日章は勳一等から勳八等まであつて、旭日章の中央には濃赤色の日型があつて、日

の本、つまり日本をあらはし、周圍の光線は旭の輝きを意味してゐるのである。

綬は中央白、兩側紅の紅白織で、勳一等の大綬は幅四寸、二等は無綬、三等以下は幅一寸である。

旭日章の六等以上は、大きさや色彩に於て夫々異つてゐるが、大體に於て以上の如きものである。併し勳七等と勳八等とは桐葉章である。

旭日章に限り、各等級とも左の如く其の名稱を異にしてゐる。

勳一等　旭日桐花大綬章（これは後段に述べてある）

勳一等　旭日大綬章

勳二等　旭日重光章

勳三等　旭日中綬章

勳四等　旭日小綬章

勳五等　双光旭日章

勳六等　單光旭日章

勳七等　青色桐葉章
勳八等　白色桐葉章

×

臣下で、始めて勳一等旭日大綬章を賜はつた者は、臺灣蕃地事務都督西郷從道（後の元帥海軍大將）で、それは明治七年臺灣征討の功によつてゞ、明治九年二月二十三日付をもつて賜はつてゐる。續いて西南役の行賞に山縣有朋、黒田清隆の兩陸軍中將が之を拜受した。

×

最初は勳章といへば旭日章一種だけであつたので、明治十年西南役の行賞の勳章は自然悉く旭日章であつた。

旭日章には終身年金を賜はる分と、然らざる分とがある。日清戰爭の行賞には年金を附せられた分も大分あつたが、日露戰爭後は殆んど一時賜金だけとなつた。が併し年金制度が廢止された譯ではない。現に滿洲事變の行賞中に、功績拔群の通譯官や警察官或

は鐵道職員で、年金附旭日章を賜はつた者がある。

2　大勳位菊花大綬章

大勳位菊花大綬章及大勳位菊花章は明治九年に制定されたもので、此の大綬章の鈕は　皇室御紋章の金の菊花がつけられてゐる。

綬は紅紫織で大綬の幅は三寸八分である。菊花章は無綬である。

臣下では、太政大臣兼賞勳局總裁三條實美が、明治十五年四月十一日付をもつて最初に此の勳章を拜受した。

×

大勳位は勳章として我が帝國の最高のものであるが、皇族方を除いて臣下として授けられた分を、記錄をたどつて見ると

文官としては

三條實美公、岩倉具視公、島津久光公、中山忠能公、伊藤博文公、九條道孝公、黒田清隆伯、松方正義公、井上馨侯、德大寺實則公、大隈重信侯、西園寺公望公、原敬、

加藤高明伯、高橋是清子
の十五名である。

武官としては總計十六名のうち、陸軍側は
山縣有朋公、大山巖公、桂太郎公、野津道貫侯、寺內正毅伯、長谷川好道伯、川村景
明子、奥保鞏伯、上原勇作子の九名で
海軍側は
西郷從道侯、東郷平八郎侯、伊東祐亨伯、樺山資紀伯、加藤友三郎子、山本權兵衞伯、
齋藤實伯の七名を數へることが出來る。

3 旭日桐花大綬章

勳一等旭日桐花大綬章は、明治二十一年に制定されたもので、旭日と桐花の形をもつて飾られてゐる。旭日大綬章の上位にあつて、これは勳一等だけである。此の勳章の鈕には五七の桐の御紋がつけられてゐる。綬の幅は三寸五分で織地は紅色で雙線の白色がある。

臣下で最初に此の勳章を拜受した人は伊藤博文で、明治二十二年二月十一日付をもつて賜はつてゐる。

4 瑞寶章

瑞寶章は明治二十一年に制定された勳章で、勳一等から勳八等までである。此の勳章は鏡と珠の形をもつて飾られたもので、綬の織地は淡藍色で雙線の橙黃色がある。臣下で始めて此の勳一等を賜はつた人は、宮中顧問官兼學習院長三浦梧樓であつた。大正八年五月には婦人の功勞者へも授けらるゝことになり、皇后宮職柳原愛子が勳一等瑞寶章を授けられたが、その後臣下の婦人で勳一等瑞寶章を拜受したものはない。

5 寶冠章

寶冠章は婦人の勳功者に賜はる勳章で、古代女帝の寶冠と竹櫻の形をもつて飾られたもので、綬の織地は黃色で雙線の紅色がある。綬の幅は一等章は二寸六分、二等章以下はいづれも一寸二分である。明治二十一年の制定にかゝり、同じく勳一等から勳八等までである。

臣下として勳一等寶冠章を拜受した者は、從一位中山慶子一人だけである。

6 大勳位菊花章頸飾

大勳位菊花章頸飾は、明治二十一年の制定にかゝるもので、菊花と菊葉の形と明治の二字を古篆文をもつて飾られてゐる。大勳位に敍せられた者へ特別に加授せらるゝものである。

前段に述べた、臣下で大勳位を賜はつてゐる三十一名のうち、更に頸飾を加授された者は大山、山縣、伊藤、桂、井上、松方、德大寺、大隈、東鄕、西園寺、山本の十一公侯伯の人々である。

臣下で此の頸飾を拜受した最初の人は、元帥大山巖であつた。現在では、皇族では閑院宮載仁親王殿下、臣下では今年九十歲の高齡を迎へた西園寺公望公の二方だけである。

7 金鵄勳章

金鵄勳章は、明治二十三年二月十一日卽ち紀元二千五百五十年の紀元節當日に創設されたもので、武功のすぐれた者に賜はる軍人獨特の勳章である。

神武天皇御東征の砌、金色の鵄が　天皇の御弓に止まり、其の光輝に目が眩んで賊が降參したといふ故事に因んだもので、御制定當時の詔に

朕惟ミルニ
神武天皇皇業ヲ恢弘シ繼承シテ朕ニ及ヘリ今ヤ叡カニ登極紀元ヲ算スレハ二千五百五十年ニ達セリ　朕此期ニ際シ　天皇戡定ノ故事ニ徵シ金鵄勳章ヲ創設シ將來武功拔群ノ者ニ授與シ永ク　天皇ノ威烈ヲ光ニシ以テ其忠勇ヲ奬勵セントス汝衆庶此旨ヲ體セヨ

とある如く、武功拔群者の拜受する最も榮ある勳章である。

旭日章、瑞寶章、寶冠章等はいづれも勳一等から勳八等までに分れてゐるが、金鵄勳章だけは功一級から功七級までゝ、其の綬の色は綠色で白い二本の線が入つてゐる。一級の大綬の幅は二寸六分、三級以下の幅はいづれも一寸二分である。

昭和十二年十月勅令第五七七號をもつて、金鵄勳章制式中、功四級章の綬に綵花を附することに改正された。

從來功四級と功五級とは僅かの相違があるだけで、大體大きさ、形、綬等が同一て、注意しなければ一寸見分けがつきかねる場合もあつたのを、今後は綬に綵花の有る無しで、一目で區別が出來る樣になつた。

從來旭日章、瑞寶章を始め、列國の勳章も勳四等は綵花が附してあるので、此の改正により、勳章樣式が統一された譯である。

×

將官に初めて賜はるのは功三級、佐官の初敍は功四級、尉官の初敍は功五級、准士官及下士官の初敍は功六級、兵の初敍は功七級となつてゐる。勿論特に武功拔群の者はそれより一級上のものを賜はるのである。現に過般の滿洲事變の論功行賞に於ても、中尉で功四級を賜はつた人もある。又彼の有名な爆彈三勇士の如きも功六級を賜はつてゐる。

そして武功を累ねるに從ひ、佐官は功二級、尉官は功三級、准士官は功四級、下士官は功五級、兵は功六級まで進むことが出來る。先年、大正四年十一月七日付で賜はつた青島戰の行賞に於て、嘗つて功六級を拜受して居つた一下士官が功五級に進められた實例がある。勿論當時准士官で功五級に進められた者は澤山あつた。

佐官で功二級まで進んだ實例として、今退役の柴五郎大將と、故松前正義大佐とがある。柴大將は明治三十三年の北淸事變で中佐で功三級を賜はり、日露戰役には大佐で功二級を授けられた。又松前大佐は日露戰役に少佐で功三級を授けられ、靑島戰で聯隊長として大佐で功二級を授けられたのである。

×

金鵄勳章を初めて授けられたのは日淸戰爭の時からで、當時の行賞では最高軍司令官の山縣、大山兩大將でさへ功二級であつた。功一級を初めて授けられたのは日露戰爭からで、當時の所謂二元帥六大將と稱せられた山縣、大山、野津、黑木、奧、兒玉、乃木、川村の各大將を始め伊東、東鄕、片岡、上村の各大將、陸海軍大臣など皆功一級を賜はつた。

その前の北淸事變では、獨立第五師團長山口素臣中將が功二級を賜はつた。

大正三、四年の靑島戰では、獨立第十八師團長神尾光臣大將が功一級を賜はり、續い

て西伯利事變では、軍司令官大谷喜久藏、大井成元の兩大將が功一級を賜はつた。

過般の滿洲事變の行賞では、故武藤信義元帥と、本庄繁大將とが功一級を授けられた。

金鵄勳章功一級を賜はつた者の總數は今日まで、二十二名である。うち陸軍側は大山、山縣、野津、兒玉、黒木、奥、長谷川、乃木、川村、西(寛)、寺内、神尾、大井、大谷、武藤、本庄の十六將軍で、海軍側は伊東、東郷、山本、片岡、上村、伊集院の六提督である。

現存者で功一級の帶有者は、大井成元大將と本庄繁大將の二人だけである。

×

日清戰役の行賞では、准士官、下士官、兵に賜はつた金鵄勳章には、旭日章を併賜されなかつた。それから、此の行賞では功六級を授けられたものはなかつた。

彼の玄武門の一番乘りで名高い、原田重吉上等兵の如きも、功七級を授けられてゐる。

此の役に、輜重輸卒（現在の特務兵）で、金鵄勳章を賜はつた者は、强矢宇作唯一人である。

×

因に、金鵄勳章拜受者の終身年金は、功一級千五百圓、功二級千圓、功三級七百圓、功四級五百圓、功五級三百五十圓、功六級二百五十圓、功七級百五十圓である。

×

此の勳章年金を賜はる者は殊勳者自身であることは云ふまでもないが、本人が死亡した場合には、其の人が生前既に五年以上年金を受けて居つた際は、死亡後一年間だけ其の遺族に賜はる。

若し本人が生前年金を受給されてゐた期間が五年に滿たぬ時、例へば三年間賜はつて死亡したとすれば、死後も猶ほ二年間は遺族に下賜される。つまり生前死後を通じて五年間は年金を本人なり遺族なりに賜はるのである。過般の滿洲事變に於ける名譽の戰死者中、殊勳者はそれ〴〵金鵄勳章を賜はつたが、これは生前一度も年金を戴いて居らぬから、遺族は前の場合と同じく五年間年金を受けることが出來る。之れは大正九年西伯利事變以後の改正であつて、日露戰役當時までは、戰死者は一年間だけ年金を賜はつた

ものである。

こゝで遺族といふのは、寡婦、孤兒、父、母、祖父、祖母、家督相續人或は戸主であつて、年金を下賜される順序も亦この通りである。年金令による孤兒とは、二十歳未滿の男女で未婚の者をいふ。孤兒が數人ある時は家督相續人に賜はり、その他は男子を先にし、女子を後にし、順次年長者に及ぶのである。

8 文化勳章

文化勳章は、昭和十二年二月十一日紀元節當日をもつて創設されたもので、科學藝術等文化の發達に關し勳績卓絶なる者に賜はる單一級の勳章である。

文化勳章の制式は、章は金橘花徑六・六糎で、金橘葉實の鈕を付し、淡紫色の綬をもつて胸部中央に之を佩ぶることになつてゐる。

此の勳章の第一回の授與は昭和十二年四月二十九日天長の佳節をもつて行はれた。此の最初の榮譽を荷つた者は、長岡半太郎、本多光太郎、木村榮、佐佐木信綱、幸田露伴、竹内栖鳳、横山大觀、岡田三郎助、藤島武二の九名であつた。

(二) 略綬と略章

勳章及び褒章には、略綬の定めがある。略綬は通常禮服又は通常服著用の節、左襟見返しの孔に掛けて佩ぶるのである。但し時宜により男子に在つては紋付羽織袴、婦人に在つては白襟紋服著用の節にも佩ぶることが出來る。

×

略綬は、別種二個以上の勳章を有する者は、各その綬と同色の絹をもつて二個若くは數個合併のものを製して佩用することが出來る。

褒章を二個以上もつてゐる者も亦同樣であるが、勳章の略綬と合併することは出來ない。

又、內外數種の勳章を有する者は、內外數個合併の略綬を製して佩用することが出來る。

褒章の略綬は、勳章の略綬の左に佩ぶる定めである。

略綬は、勳章、記章、褒章等と同時に佩ぶることは出來ない。

勳章と褒章を有する者で、勳章の略綬を佩びないで、褒章の略綬だけを佩ぶることは出來ない。

×

以上の、左襟見返しの孔に掛けて佩ぶる略綬の規則は、遠く明治二十二年に發布されたものであるが、其の後昭和十一年五月に現在の如く改正された。これによると、これまでの各種勳章の略綬は七、八等は同一、五、六等も同一といふ具合に、四階級に分れてゐて、而も様式にも稍〻統一を缺く憾みがあつたのを、今度は各等各級毎に略綬が制定され、そして勳三等以上は略綬に金色銀色等の翼を附せらるゝことになつたので、一目して其の等級が瞭然たるやうに統一された。一例を擧げると、一等一級の翼は金色、二等二級の翼は金と銀色、三等三級の翼は銀色である。尙ほ綬の色は從前通りである。

それから舊様式の略綬も當分のうち佩用差支ないことになつてゐる。

×

右の外、大正七年九月の内閣告示第四號で、勳章記章又は褒章を有する者は、大禮服及正裝を除くの外、制服著用の節、各自綬色は本綬に同じで、綬の長さ曲尺三分の略綬を製し、之を左肋に佩用することが出來る様になつた。其の略綬が二種以上の場合は、本章佩用の順序に從つて連結佩用することになつてゐる。よく軍服の胸に細い綬ばかり連ねられてゐるのを見るのが卽ちそれである。

×

略綬の外に、各種の勳章の略章といふのがある。これは凡そ徑曲尺五、六分若くはそれ以下の大きさで、勳章の形と彩色を備へた小さな勳章を製して、通常禮服著用の時、鏈鎖或は小綬をもつて左肋に佩用するのである。外國勳章についても同樣であるが、此等の略章は實際に於て殆んど用ひられてゐないやうである。

(三) 勳章・記章の一般佩用方について

大勳位菊花大綬章をはじめ各種の一等勳章は、總べて大綬をもつて右肩から左脇へ垂

れ、その副章を左肋に佩ぶることになつてゐるが、功一級金鵄勳章に限り、反對に左肩から右脇へ垂れ、其の副章は左肋に佩ぶるのである。

二等二級の勳章は右肋に、其の副章は中綬をもつて喉下に佩び、各種三等三級の勳章は中綬をもつて喉下に佩び、四等四級以下の勳章は小綬をもつて左肋に佩ぶることになつてゐる。

但し勳二等瑞寶章に限り、副章はない。

×

すべて勳等は、勳績及び功勞を賞するために設けられたところの階級であるから、位階と異り各種類の勳章を併佩することが出來るのである。例へば勳八等瑞寶章の帶有者が、更に功七級旭七等に敍せられたとすれば、悉く種類の異る勳章であるから、全部併佩することが出來る。しかしそれが勳七等瑞寶章に昇敍された場合は八等の瑞寶章は還納しなければならぬ。つまり同種類の勳章に在つては、等級が異つても併佩することが出來ないのである。

以上の如く別種の勳章は悉く併佩することを得れど、勳一等以上の大綬章に限り、併佩しない事になつてゐる。

三等勳章を二個以上併佩する時は、後に受けたものを、前に受けたものゝ位置の上に佩ぶることになつてゐる。

四等勳章以下を二個以上併佩する時は、後に受けたものを、前に受けたものゝ位置の右に佩び、其の記章若くは褒章を有する者は、之を勳章の位置の左にならべて佩ぶることになつてゐる。

(四) 服裝による勳章・記章及略綬の佩用別

一、陸軍服裝規則による勳章・記章及略綬の佩用は左の如くである。(海軍服制の場合も略〻之と同樣である)

1、勳章及記章は正裝、禮裝、通常禮裝及軍裝に之を佩用するものである。但し略裝に在つても軍裝に準じ之を佩用することを得る。

2、菊花章頸飾及大綬を以て佩ぶる勳章は正裝、禮裝にのみ佩用し、其他の服裝には其副章のみを佩用するのである。

3、通常禮裝及軍裝に在りては、時宜に依り勳等を表する最上級の勳章及金鵄勳章又は其の一種のみを佩用することを得。此の場合に於ては記章を佩用しないのである。

4、軍裝（儀式の場合を除く）略裝に在りては、略綬を佩用することを得。

5、軍裝に於て勤務又は演習等の場合（廉あるときを除く）には、勳章・記章又は略綬の何れをも佩用せざることを得。

二、前項の外

男子は大禮服及通常禮服（燕尾服）著用の時勳章を佩ぶるのである。記章及褒章を有する者亦同じ。

通常禮服著用の時は、大綬章を上衣の下に佩び、其副章を上衣の上へ其位置に佩ぶ。又大綬章を胴衣の下襯衣の上に佩び、副章を上衣の上へ其位置に佩ぶることあり。時宜により大綬章を省き其副章のみを佩ぶることもある。

旭日二等章を有する者、通常禮服著用の節は其副章を省くことがある。

以上の外、尙ほ特に定められたる各種の制服にも佩用することが出來る。

三、婦人は大、中、小禮服著用の時勳章を佩ぶるのである。

一等勳章を有する者大禮服には大綬章及副章を佩ぶ。中、小禮服には時宜に依り大綬章を省き副章のみを佩ぶることもある。又通常禮服には時宜に依り副章のみを佩ぶることもある。

二等以下の勳章を有する者は、通常禮服著用の時に於ても、時宜に依り之を佩ぶることが出來る。

×

先年、下級勳章帶有者に對し、服裝の關係上折角拜受した榮ある勳章佩用の機會少き顧慮から「功六級勳七等以下の勳章及び記章褒章は、時宜により男子は紋附羽織袴、婦人は白襟紋服著用の節、衣服の左肋に之を佩用することを妨げず」といふ內閣告示が出たので、一般に佩用する機會が多くなつたのであるが、更に昭和十年十月內閣告

示第四號をもつて其の範圍を擴張せられ、勳四等功四級以下の勳章にまで及ぼされた。告示の全文を參考の爲めに左に揭げる。

「功四級勳四等以下の勳章及記章褒章は宮中關係の事項につき特に指示ありたる場合を除くの外時宜に依り男子は通常服（フロックコート又はモーニングコート）又は紋附羽織袴、女子は通常服（ローブモンタント）又は白襟紋服（朝鮮服及臺灣服等に在りては以上の諸服裝に相當するもの）著用の節衣服の左肋に之を佩用することを妨げず」

（五）外國勳章と記章

我が帝國の勳章を有する者で、外國勳章・記章を有してゐる場合、我が勳章を佩びないで彼の勳章のみを佩ぶることは出來ない。

又、彼我の勳章を併佩する場合には、彼の勳章を我が勳章の下位（下、左）に列佩する定めである。

彼我の大綬章を有する者は、彼の大綬章を佩びず、之に屬する副章のみを我が副章の位置の下若くは次に列佩するのである。但し外交の時宜により彼の大綬章及び其の副章を佩ぶる時は、我が大綬章を省き、我が副章を併佩することになつてゐる。

又、外交上の關係で、彼の勳章や記章を、本來の規定に關らず臨時上位に佩ぶる場合もあり得るのであるが、勿論此の場合は上司の指示に依るのである。

（六）勳章・記章・褒章列佩の順序

勳章・記章・褒章佩用の順序は、第一勳章、第二記章、第三褒章の順序で、順に左方に列佩する定めであるが、憲法發布記念章だけは、特に勳章の左、記章・褒章の右に佩ぶることになつてゐる。

今試みに列佩の順序を上位から列擧すると左の通りである。

一、金鵄勳章、旭日章、瑞寶章（列佩する場合には、上級の勳章を上位に佩ぶるのである）。

二、外國勳章
三、憲法發布記念章
四、明治七年從軍記章（臺灣征討）
五、大婚二十五年祝典之章（明治天皇銀婚式祝典）
六、明治二十七、八年從軍記章（日清戰役）
七、明治三十三年從軍記章（北清事變）
八、明治三十七、八年從軍記章（日露戰役）
九、皇太子渡韓記念章（大正天皇）
十、韓國併合記念章
十一、大正三、四年從軍記章（青島戰）
十二、大禮記念章（大正天皇）
十三、大正三年乃至九年戰役從軍記章（西伯利出兵）
十四、戰捷記章（大正三年乃至九年戰役の國際表章）

十五、大禮記念章（今上陛下）
十六、昭和六年乃至九年從軍記章（滿洲事變）
十七、國勢調査記念章
十八、褒章
十九、外國記章
二十、赤十字社有功章
二十一、赤十字社員章

右の通りであるが、近時友邦滿洲國の勳章及び記章を贈與される向が多いので、これに就ての注意を述べると、滿洲國の勳章は勿論外國勳章であるから、我國の勳章の次に、又滿洲國の記章例へば滿洲國建國功勞章、滿洲國大典記念章、滿洲帝國皇帝訪日記念章の如きは、これ又外國記章の位置に佩用するのである。

滿洲國の勳章並に記章については、別項に述べてある。

(七) 勳章による宮中席次

勳章に依る宮中席次は左の如くである。

大勳位
　1、菊花章頸飾
　2、菊花大綬章
勳一等旭日桐花大綬章
功一級
勳一等
　1、旭日大綬章
　2、瑞寶章
（以上宮中次席第一階）
功二級

勳二等
　1、旭日重光章
　2、瑞寶章
功三級
勳三等
　1、旭日中綬章
　2、瑞寶章
（以上、宮中席次第三階）
功四級
勳四等
　1、旭日小綬章
　2、瑞寶章
（以上、宮中席次第四階）

功五級
勳五等
　1、双光旭日章
　2、瑞寶章
（以上、宮中席次第五階）
勳六等
　1、單光旭日章
　2、瑞寶章
（以上、宮中席次第六階）
功六級
（以上、宮中席次第八階）
功七級
勳七等

　1、青色桐葉章
　2、瑞寶章
勳八等
　1、白色桐葉章
　2、瑞寶章
（以上、宮中席次第十階）

右の如く有勳者は、それ〴〵宮中席次を有してゐるので、從つて此の勳位に對する禮遇及び特權を受くることが出來るのである。

因に、勳二等功三級以上の帶勳者は死去の際、葬喪令により儀仗兵を附せらるゝ榮譽を荷ふことになつてゐる。

（八）從軍記章のいろ〳〵

今日までに於ける從軍記章の種類は左の如くである。

一、明治七年從軍記章
明治七年臺灣征討に從軍した章として制定されたもので、最初從軍牌と稱したが、後從軍記章と改められた。明治八年四月十日の欽定にかゝる。銀製圓形徑八分。

二、明治二十七、八年從軍記章
明治二十七、八年日清戰役の戰捷を表章するために設けられたもので、敵軍より鹵獲した大砲の地金をもつて製造したものである。
銅製　寶珠の形　縱一寸一分　横一寸

三、明治三十三年從軍記章
明治三十三年北淸事變の平定に關與した者に授與せらる。
銅製　圓形　徑一寸

四、明治三十七、八年從軍記章
日露戰役記念の表章
銅製　圓形　徑一寸

五、大正三、四年從軍記章
青島戰の記念表章
銅製　圓形　徑一寸

六、大正三年乃至九年從軍記章
西伯利出兵の記念表章
銅製　圓形　徑一寸
但し(五)(六)の從軍記章は全部同一で、只裏面の文字が違ふだけである。

七、昭和六年乃至九年從軍記章
先般の滿洲、上海事變記念の表章
青銅製　圓形　徑三糎
現在では以上の七種である。今次の支那事變に於ても、從前の戰役事變の例にならひ、之を授與せらるゝものと拜察される。

×

一體、從軍記章は或る意味に於て非常に貴重なものとされ、昔は從軍記章を五個以上持つた者は勳章を授けらるゝなどゝ言ひ傳へられた程で、一生涯の間に五度も從軍することは滅多に無い名譽とされて、斯くは傳へられたのであらう。勿論事實無根である。

×

日露戰役の際、露國の從軍記章には『神は再び汝を揚ぐべし』と特記したさうである。當時に於ける露國側の志の存するところを知ることが出來る。

臥薪嘗膽の憤慨は、日清戰後の我れ嘗て之を唱へたものであるが、日露戰後は却つて彼れ之を唱ふる立場となつた。露の從軍記章に刻むところの文字の精神に對して、我等は三十餘年後の今日、尙ほ少しの油斷をも許されないのである。

×

聞くところによれば、獨逸のヒツトラー總統は曩に三種類の記念章を制定し、之を「世界大戰參加名譽十字章」と名づけ、二十餘年後の今日それ〴〵授與したさうである。三種中の一は大戰參加の勇士に、一は戰鬪員以外の一般勇士に、一は大戰に殉じた遺

族に授けるもので、犯罪者は此の恩典に與かる事は出來ないが、さしも壓迫を受けてゐるユダヤ人でも、其の家族が大戰に參加して祖國のために活躍した者には授與されたさうである。

(九) 從軍記章以外の記章類略說

其の一

◇憲法發布記念章……は、明治二十二年八月の制定にかゝり、圓形徑九分餘で金銀の兩種がある。綬の幅一寸二分で旭日桐花章の綬を用ひる。帝國憲法發布式に關係のあつた親王以下の諸員（判任官を除く）に頒賜されたものである。

×

◇大婚二十五年祝典之章……は、明治二十七年、　明治天皇大婚二十五年（俗に銀婚式といふ）祝典に際し、關係諸員に賜はつたものである。圓形徑九分餘で金銀の兩種があり、綬は紅色で中央に黃線が一條ある。

×

◇皇太子渡韓記念章……は、明治四十年、時の皇太子殿下（大正天皇）が、韓國に御渡り遊ばされた時の記念章である。圓形徑一寸で、綬の幅は一寸二分、中央は薄群青色、左右は黃色、兩緣薄群青色である。

×

◇韓國併合記念章……は、明治四十三年、日韓併合の成つた時の記念章である。黃銅徑一寸で、綬の幅は一寸二分、中央紅色、左右黃色、兩緣白色である。

×

◇大禮記念章……は、大正四年八月制定にかゝる　大正天皇卽位大禮を擧げさせられた時の分と、昭和三年七月制定にかゝる　今上天皇陛下卽位大禮を擧げさせられた時の分と二種ある。いづれも大禮に關與した諸員に授けられたものである。兩種とも銀圓形徑一寸で、綬は、前者は中央紅色、兩緣白色紅線であつて、後者は青黃赤白紫色の等分で、綬の幅はどちらも一寸二分である。

×

◇戰捷記章……は、大正九年九月の制定にかゝり、大正三年乃至九年戰役の同盟國及び聯合國勝利記念の國際表章として設けられたもので、大正三年八月二十三日から大正九年一月九日までの間に於て、戰役に關する軍務に從事し功績顯著なる戰鬪員に授與されたものである。章は青銅圓形徑一寸二分で、綬は幅一寸二分、兩緣白線、二個の虹を赤色を中央として竝置してある。

×

◇國勢調査記念章……は、大正十年の制定で、第一回國勢調査に從事した者に授けられた記念章である。青銅圓形徑一寸で、綬は幅一寸二分中央白左右紫兩緣白である。

×

◇朝鮮昭和五年國勢調査記念章……は、朝鮮に於ける昭和五年國勢調査實施記念として、關係者に授けられたもので、青銅圓形徑三糎、綬の幅三糎六粍、中央白左右紫兩緣白である。

×

◇帝都復興記念章……は、昭和五年の制定にかゝり帝都復興記念として關係諸員に授與されたもので、銀圓形徑三糎で、綬の幅は三糎六粍、綬色は左右白色、兩緣萠黃色である。

〔注意〕以上諸記章佩用の順序は、授與された證狀の日附の順序によるのである。又同日附の場合は記章制定の順序によることになつてゐる。

其の二

◇軍人傷痍記章……は、昭和八年九月の改正恩給法に伴ひ、軍人傷痍記章令の改正となり、有資格者の數も非常に增加した。云ふまでもなく此の記章は名譽ある傷痍軍人に授けらるゝもので、此の改正により記章褫奪の規定なども、前よりはズツト嚴重になつた。例へばこれまでは六年以上の刑に處せられた者は記章を褫奪されたのを、今後は二年以上に改められた類である。

この記章は之を右肋に佩び、佩用中は軍人傷痍記章授與證書を必らず携帶せねばならぬ。

この記章の佩用者に對しては、國民一般は尊敬の念をもつて之に接せねばならぬのは云ふまでもないが、佩用者自身に於ては、身を持すること謹嚴にして、苟も其の名譽を汚すが如き行爲があつてはならぬ。

因に、今次支那事變を契機に更に本記章の改正が企てられてゐる。

×

◇軍人遺族記章……は、昭和六年八月の制定にかゝり、戰死者並びに戰地で傷痍を受け又は疾病に罹つた軍人で、それが原因で三年以內に死亡した者の遺族に對し、陸、海軍大臣から授與されるもので、右肋に佩用するのである。但し佩用中は軍人遺族記章授與證書を必らず携帶せねばならぬ。

×

◇軍事功勞徽章……は、陸軍大臣から表彰された軍事功勞者に附與されるもので、陸軍に於ける榮ある式典等に參列の場合、左胸部に佩用することになつてゐる。昭和七年

四月に定められたものである。

×

◇陸軍下士官勤功章……は、明治四十一年の制定で、營內居住の各兵科下士官が任官後六年以上勤續し、勤務精勵、品行端正、學術優秀な者に附與されるもので、制服著用の場合上衣の左胸部に佩用するのである。

但し准士官に昇進した後は、之を佩用することが出來ないことになつてゐる。

其の三

◇元帥徽章……は、明治三十一年五月の制定にかゝり、陸、海軍大將にして元帥の稱號を賜はつた者に授けらるゝものである。制服衣の右胸部乳下に裝著する。

×

◇侍從武官長徽章……は、明治四十二年二月の制定にかゝり、侍從武官長に授けらるもので、制服衣の右胸部乳下に裝著する。

×

◇侍從武官徽章……は、明治三十四年二月の制定にかゝり、侍從武官に授けらるゝもので、制服衣の右胸部乳下に裝著する。

×

◇飛行機操縱術修得徽章……は、大正二年六月の制定にかゝり、軍用飛行機の操縱術を修得した陸軍々人に附與されるもので、陸軍の制服を著用した時、衣の右胸部乳下に裝著するのである。

其の四

◇各兵科の下士官、兵で其の兵科特有の技倆に對し、優秀な者に與へられる徽章で、步兵、騎兵小銃徽章、步兵、騎兵輕機關銃徽章、劍術徽章、騎兵馬術褒賞徽章、砲兵照準優等章、砲兵觀測徽章、同通信徽章等がある。

小銃徽章の下士官徽章は下士官に、第一、第二種徽章は各〻第二年兵、初年兵に、又馬術徽章の第一種は下士官に、第二種は兵に與へられる徽章である。

（一〇）勳章の還納

勳等が進敍され、同種類の上級勳章を受けた者は、其の下級の勳章は賞勳局へ一週間以内に還納することになつてゐる。但し勳記は還納するには及ばない。

（一一）勳章・記章の再下付と保存方

勳章、記章、褒章等を亡失したり、毀損したりした時は、これまでは造幣局や勳章製造業者から入手して居つたが、今回賞勳局に於て便宜その取扱をされることゝなつた。希望者は其の等級種類等を明記し賞勳局宛に申出でると、同局から金額送費其の他につき直接本人へ内示されるから、それによつて萬事取計へば可い。尚ほ右に要する用紙は賞勳局に印刷準備されてあるから、同局宛に申出で入手の上記入捺印して送附すれば便利である。

それから滿洲國の勳章や記章を亡失したり毀損した向で、再下付希望者は、所轄警察

署の證明書を添へ、購入承認書下付願を滿洲帝國恩賞局長宛に提出すると、同局長から購入承認書を下付されるから、それによつて指定商から購入するのである。

×

勳章並に記章帶有者が死歿した時は、特に規定のあるもの〻外は、其の勳章、記章は子孫（家名を相續した）をして保存せしめらるゝことになつてゐる。

帶有者が死歿して家名相續者の無い場合は、民法による遺産と同様に處分される。

×

帶勳者並に記章、褒章を有してゐる者が、族籍、氏名を變更した時は、其の旨を速かに賞勳局に屆出でねばならぬ。

これ等の者が死亡した時は、家督相續人戸主、又は親族から屆出づるのである。

（一二）褒章について

褒賞條例による褒賞には、褒章、褒狀、賜杯、賜金等がある。

褒章には、紅綬、綠綬、藍綬、紺綬の四種あり、前三種は明治十四年の制定で、紺綬は大正七年の追加制定である。

以上の外に、黄綬褒章といふのがある。これは明治二十年の臨時制定にかゝるもので、當時海防の急に際し、資を獻じて其の事業を贊助した者に對し、臨時に賜與されたものである。

（一）紅綬褒章……は、自己の危險を顧みず人命を救助した者に賜はるもので、最近の例としては、北滿の義人として、「日本人此處に在り」と叫んで數人の人命を救助した、彼の村上粂太郎少尉の如きも、此の褒章を賜與された一人である。

（二）綠綬褒章……は、孝子、順孫、節婦、義僕の類で德行卓絶なる者、又は實業に精勵し衆民の模範たる者に賜はるのである。

（三）藍綬褒章……は、學術技藝上の發明、改良、著述、教育、衞生、慈善、防疫の事業や、學校病院の建設、道路、河渠、堤防、橋梁の修築、田野の開墾、森林の栽培、水產の繁殖、農、商、工業の發達に關し、公衆の利益を興し、成績著明なる者、又は公共の事務に勤勉し、功勞顯著なる者に賜はるのである。

（四）紺綬褒章……は、公益の爲め私財を寄附し功績顯著なる者に賜はるのである。

以上の褒章は、いづれも銀製櫻花紋圓形で、徑九分、綬は幅一寸て、綬の色は名前の示す如く紅、綠、藍、紺の四色に別たれ、褒章の裏面には「賜」の文字の下に拜受者の位勳姓名が刻まれてゐる。

すでに褒章を賜はつた者が、再度以上同樣の善行があつて褒章を賜はる場合は、其の都度飾版一個を賜與し、其の章の綬に附加せしめらるゝ規定である。

この飾版が五個以上に達した時は、五個毎に別種の飾版一個を引替へ賜與される。

褒章は本人に限り終身之を佩用することが出來る。

（一一三）勳章褫奪について

勳章を有する者、死刑、懲役、又は無期若くは三年以上の禁錮に處せられたときは、其の勳等、功級又は年金は褫奪される。同時に外國勳章は佩用を禁止される。そして勳

章、勳記、功記、年金證書又は外國勳章佩用免許證は沒收される。但し刑の執行を猶豫された時は此の限りでない。

勳章を有する者、左の各號の一に該當するときは、情狀により其の勳等功級又は年金を褫奪し、外國勳章はその佩用を禁止される。

一、刑の執行を猶豫されたとき

二、三年未滿の禁錮に處せられたとき

三、懲戒の裁判又は處分に依り免官又は免職されたとき

四、素行修らず帶勳者の面目を汚したとき

以上の規定は、文化勳章、記章、褒章、外國記章に對しても準用される。

（一四）勳章・記章・褒章の僭用並類似章佩用者の處罰方

勳章、記章、褒章の佩用取締については、明治四十一年勅令第二百九十二號をもつて發布されてゐる。その條文は左の如くである。

第一條　勳章又は布告、勅令に依り制定せられたる各種の記章、褒章を僭用したる者、又は其の佩用の停止に違反したる者は、五十圓以下の罰金、拘留、又は科料に處す。外國勳章、記章の佩用禁止若くは停止に違反したる者、又は佩用免許狀なくして佩用したる者亦同じ。

第二條　勳章又は布告、勅令に依り制定せられたる各種の記章、褒章に類似したる標章を佩用したる者は、拘留又は科料に處す。外國勳章に類似したる標章を佩用したる者亦同じ。

尙ほ警察犯處罰令中には、左の規定がある。參考の爲めに揭げる。

官職、位記、勳爵、學位を詐り又は法令の定むる服飾、徽章を僭用し、若くは之に類似のものを使用したる者は、三十日未滿の拘留又は二十圓未滿の科料に處す。

（一五）滿洲帝國の勳章・記章

滿洲帝國の勳章並に記章は、外國のそれとして取扱はるべきものであるが、他の諸外國と異り、特に我が日本帝國と密接なる關係があり、我が帝國の上下に同國の勳章、記章を拜受してゐる向が頗る多いので、此處に同帝國の勳章、記章の大要を記す事にした。

滿洲帝國の勳章

滿洲帝國の勳章は殆んど日本帝國勳章に並行して制定されてゐる。卽ち

一、大勳位菊花章頸飾
二、大勳位菊花大綬章
に相當してゐる。

次に

三、龍光大綬章は……旭日桐花大綬章に
四、景雲章は……旭日章に
五、柱國章は……瑞寶章に
それ〴〵相當してゐる。

×

一、大勳位蘭花章頸飾

滿洲帝國の最高勳章であつて、大勳位に敍せられた者に特旨を以て賜はるものである。

二、大勳位蘭花大綬章

頸飾に次ぐ勳章で、大勳位に敍せられた者に賜はるものである。

我國では關東軍司令官として滿洲建國に多大の功績があつた本庄繁大將は之を戴いてゐる。

以上の勳章の章身に蘭花を用ひられたのは、帝室の御紋章に據つたものである。

三、龍光大綬章

勳一位中の最高勳章で、勳一位に敍する者、又は既に敍せられた者に賜はるもので、

景雲章と同種の勳章であることは、恰も我が日本帝國の旭日桐花大綬章と旭日章とが同種の勳章であると同様である。

龍は天子の象、神靈の精であるところから意匠されたものである。

我が國の武官では菱刈隆、南次郎、荒木貞夫、植田謙吉の各大將が之を戴いて居る。

四、景　雲　章

勳一位より勳八位に敍する者、又は既に敍せられた者で、柱國章を賜ふ以外の者に賜はるものである。

雲は天の表象であつて、神仙の乘物であるのみならず、萬物を潤す雨の素因で、祥雲瑞日とて吉祥を意味するが爲めに意匠化されたものである。

五、柱　國　章

勳一位より勳八位に敍する者で、景雲章を賜ふ以外の者に賜はる。

意匠は、東洋に於ける宮殿、寺院建築主柱の柱冠と柱礎を結合したもので、勳章名の柱國の出典は戰國策中の一節によるものである。

以上の外に、大勳位蘭花大綬章、龍光大綬章、勳一位景雲章、勳一位柱國章等にはいづれも副章の定めがある。

滿洲帝國の記章

滿洲帝國には

一、建國功勞章
二、大典紀念章
三、皇帝訪日紀念章

の三種の記章がある。

建國功勞章

滿洲國建國功勞の表章として賜はつたもので、章身は圓形で、表面に高粱模樣並に建國の二字を識してある。

滿洲事變で勳功があつて我が帝國の勳章を戴いてゐる者は、悉くこの功勞章を賜はつてゐる。

大典紀念章

卽位大典紀念の表章として賜はつたもので、章身は圓形で表面に蘭花紋章及び相對する雙鳳並に帝出乎震の四字を識してある。

大典に關係のあつた人々に賜はつてゐる。

皇帝訪日紀念章

康德二年四月、皇帝日本國訪問記念の表章として賜はつたもので、御訪日の際行はせられた代々木原頭に於ける觀兵式に參列した我がつはもの、大部分も之を戴いてゐる。章身は鐵形で表面に蘭及菊の花束並に一德一心の四字を識してある。

因に、滿洲帝國には我が國の如く正（從）何位といふ樣な位階の定めがない。從つて勳等を勳何等と稱せず勳何位と稱してゐるのである。

（附）物言はぬ勇士、軍用動物にも勳章の譽れ

我等の無言の戰友である軍馬、軍鳩等の可憐な勇士達の名譽を表彰し、飼育訓練の術を向上奬勵し、一面動物愛護の念を向上するため、是等の勇士にも勳章に相當する功章を授けらるゝことゝなつた。

×

戰時や事變の時、又は廉ある演習等の際特に功績を顯はしたもの、又平素永い間服役して老齡に達しても而も能力が低下しないで成績特に顯著なものを表彰する爲め、昭和八年五月此の功章規定が制定されたのである。

これが爲め、表彰の價値あるものに對し、陸軍大臣から其の飼育部隊に賞狀を、當の動物には所謂勳章を授けられるのである。

×

功章の種類は分つて甲、乙、丙となし、甲は、軍人の金鵄勳章に相當し、戰時事變に限つて拔群の功績のあつた動物に授けられる。

乙は、旭日章に相當し、戰時事變や平素主なる演習で功績優秀なものに授けられる。

丙は、瑞寶章ともいふべきもので、永年服役して而も能力が落ちないで功績顯著なも

のに授けられる。

×

是等の功章は、首輪や、額革は軍人の勳章の綬と概ね同じ色彩で、犬には首に、馬には額に、鳩には足に附するのである。

この功章制定後、最初の授與犬としての榮譽を與へられたのは、滿洲事變當初の戰闘北大營攻撃の際、砲煙彈雨の中を勇敢にも敵中に突進して遂に戰死した故板倉少佐の訓育にかゝる軍用犬「那智」と「金剛」とである。

此の功章授與式は、昭和八年七月七日、故板倉少佐未亡人の住む神奈川縣逗子町延命寺境内に、土地の小學生達の美擧によつて出來上つた忠犬碑除幕式の際行はれた。

當日、故少佐の遺兒靖之君が可愛い〻手でテープを切ると、三千の兒童の純情な拍手の嵐の中に、クツキリト忠犬の像が浮び出た。此の時陸軍省から派遣された村山恩賞課員によつて、最高の名譽功章を銅像の頸に掛けられた其の劇的の場面は、參列の人々に深い〳〵感銘を與へたのであつた。

附錄

勳章佩用心得

勳章佩用式ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十一年十一月六日

勅令第七十六號（官報十一月十七日）

勳章佩用式

第一條　大勳位菊花章

菊花章ハ頸飾ヲ以テ喉下ニ佩ヒ其副章ヲ左肋ニ佩フ大綬ヲ以テ佩フル時ハ右肩ヨリ左脇ヘ垂レ其副章ハ左肋ニ佩フ

但菊花章ヲ賜ヒタル者ハ旭日桐花大綬章瑞寶一等章ヲ併セ佩用フルコトヲ得

第二條　寶冠章

一　勳一等寶冠章ハ大綬ヲ以テ右肩ヨリ左脇ヘ垂レ其副章ヲ左肋ニ佩フ

二　勳二等寶冠章以下ハ結蝶狀ノ綬ヲ以テ左肋ニ佩フ

第三條　旭日章

一　勳一等旭日桐花章竝旭日章ハ大綬ヲ以テ右肩ヨリ左脇ヘ垂レ其副章ヲ左肋ニ佩フ

二　勳二等旭日章ハ右肋ニ佩ヒ其副章ヲ中綬ヲ以テ喉下ニ佩フ

三　勳三等旭日章ハ中綬ヲ以テ喉下ニ佩フ

四　勳四等勳五等勳六等旭日章勳七等勳八等桐葉章ハ小綬ヲ以テ左肋ニ佩フ

第四條　瑞寶章

内閣總理大臣　伯爵　黒田清隆

一　勳一等瑞寶章ハ大綬ヲ以テ右肩ヨリ左脇ヘ垂レ其副章ヲ左肋ニ佩フ
二　勳二等瑞寶章ハ右肋ニ佩フ
三　勳三等瑞寶章ハ中綬ヲ以テ喉下ニ佩フ
四　勳四等瑞寶章以下ハ小綬ヲ以テ左肋ニ佩フ
五　婦人ニ賜フ勳三等瑞寶章以下ハ結蝶狀ノ綬ヲ以テ左肋ニ佩フ
第五條　別種ノ勳章ハ之ヲ併佩ス其大綬章ハ之ヲ併佩セス

○

朕金鵄勳章ノ等級製式佩用式ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御　名　御　璽

明治二十三年二月十一日

勅令第十一條（官報二月十一日）

一　金鵄勳章
　功一級ヨリ功七級ニ至ル武功抜群ナルモノニ賜フ
（金鵄勳章製式略之）

金鵄勳章佩用式（明治二十八年勅令第百二十號ヲ以テ改正）

一　功一級章ハ大綬ヲ以テ左肩ヨリ右脇ニ垂レ其副章ヲ左肋ニ佩フ
二　功二級章ハ右肋ニ佩ヒ其副章ヲ中綬ヲ以テ喉下ニ佩フ

内閣總理大臣　伯爵　山縣有朋

三　功三級章ハ中綬ヲ以テ喉下ニ佩フ
四　功四級章以下ハ小綬ヲ以テ左肋ニ佩フ

○

○賞勳局告示第一號

明治二十一年十一月（勅令第七十六號勳章佩用式第三條第二項ニアル勳二等旭日章ノ副章ハ其製式勳三等旭日章ニ異ナルコトナシ）

明治二十一年十一月十九日

賞勳局總裁　伯爵　柳原前光

○

○賞勳局告示第一號

勳章記章佩用心得

第一款　一等勳章ヲ有スル者更ニ別種ノ一等勳章ヲ受ケタル時ハ（旭日桐花章ト旭日章トハ同種ナリ併佩スルコトナシ）後ニ受ケタル一等勳章ノ正章竝ニ其副章ト前ニ受ケタル一等勳章ノ副章トヲ併佩スヘシ

第二款　二等以下ノ勳章ヲ有スル者更ニ同種上級ノ勳章ヲ受ケタル時ハ其下級ノ勳章ヲ佩フルコトヲ止ム別種ノ同級若クハ上級ノ勳章ヲ受ケタル時ハ之ヲ併佩スヘシ

第三款　二等勳章若クハ一等ノ副章兩箇以上ヲ併佩スル時ハ後ニ受ケタルモノヲ前ニ受ケタルモノノ位置ニ付テ其上位ニ列佩スヘシ

第四款　三等勳章兩箇以上ヲ併佩スル時ハ後ニ受ケタルモノヲ前ニ受ケタルモノノ位置ノ上ニ佩フヘシ

第五款　四等勳章以下兩箇以上ヲ併佩スル時ハ後ニ受ケタルモノヲ前ニ受ケタルモノノ位置ノ右ニ佩ヒ其記章若クハ褒章ヲ有スル者ハ之ヲ勳章ノ位置ノ左ニ列佩スヘシ

第六款　勳章ハ男子ハ大禮服及ヒ通常禮服（燕尾服）着用ノ時佩フヘシ記章及褒章ヲ有スル者亦同シ通常禮服着用ノ時ハ大綬章ヲ上衣ノ上ヘ其位置ニ佩フ又大綬章ヲ胴衣ノ下襯衣ノ上ニ佩ヒ副章ヲ上衣ノ上ヘ其位置ニ佩フルコトアリ時宜ニ依リ大綬章ヲ省キ其副章ノミヲ佩フルコトアルヘシ旭日二等章ヲ有スル者通常禮服着用ノ節ハ其副章ヲ省クコトアルヘシ

第七款　勳章ハ婦人ハ大中小禮服着用ノ時佩フヘシ

一等勳章ヲ有スル者大禮服ニハ大綬章及ヒ副章ヲ佩フ中小禮服ニハ時宜ニ依リ大綬章ヲ省キ副章ノミ佩フルコトアルヘシ又通常禮服ニハ時宜ニ依リ副章ノミ佩フルコトアルヘシ

二等以下ノ勳章ヲ有スル者ハ通常禮服着用ノ時ニ於テモ時宜ニ依リ之ヲ佩フルコトアルヘシ

外國勳章記章

第八款　外國勳章佩用方ハ各彼ノ規則ニ依ル

第九款　我勳章ヲ有スル者我勳章ヲ佩ヒスシテ彼ノ勳章ノミ佩フヘカラス

第十款　彼我ノ大綬章ヲ有スル者ハ彼ノ大綬章ヲ佩ヒス之ニ屬スル副章ノミヲ我副章ノ位置ノ下若クハ次ニ列佩スヘシ

第十一款　彼我ノ綬ヲ用ヒサル勳章ヲ併佩スル時ハ彼ノ勳章ヲ我勳章ノ位置ノ下若クハ次ニ列佩スヘシ

但外交ノ時宜ニ依リ彼ノ大綬章及ヒ其副章ヲ佩フル時ハ我大綬章ヲ省キ我副章ハ併佩スヘシ

第十二款　彼我ノ喉下ニ佩フル勳章ヲ併佩スル時ハ彼ノ勳章ヲ我勳章ノ位置ノ下ニ佩フヘシ

第十三款　彼我ノ左肋ニ佩フル勳章ヲ併佩スル時ハ彼ノ勳章ハ我勳章ノ位置ノ左ニ列佩スヘシ

第十四款　彼ノ左肋ニ佩フル勳章ヲ我記章及ヒ褒章ト併佩スル時ハ我記章及ヒ褒章ヲ彼ノ勳章ノ位置ノ左ニ列佩スヘシ

第十五款　彼ノ記章ト我記章及ヒ褒章ト併佩スル時ハ之ヲ我記章及ヒ褒章ノ位置ノ左ニ列佩スヘシ

明治二十二年二月七日　賞勳局總裁　伯爵　柳原前光

○内閣告示第四號

功四級勳四等以下ノ勳章及記章褒章ハ宮中關係ノ事項ニ付特ニ指示アリタル場合ヲ除クノ外時宜ニ依リ男子ハ通常服（「フロックコート」又ハ「モーニングコート」）又ハ紋附羽織袴、女子ハ通常服（「ローブモンタント」）又ハ白襟紋服（朝鮮服及臺灣服等ニ在リテハ以上ノ諸服裝ニ相當スルモノ）著用ノ節衣服ノ左肋ニ之ヲ佩用スルコトヲ妨ゲズ

大正八年二月八日　内閣告示第一號ハ之ヲ廢止ス

昭和十年十月九日　内閣總理大臣　岡田啓介

○内閣告示第一號

文化勳章ハ宮中關係ノ事項ニ付特ニ指示アリタル場合ヲ除クノ外時宜ニ依リ男子ハ通常服（「フロックコート」又ハ「モーニングコート」）又ハ紋附羽織袴、女子ハ通常服（「ローブモンタント」）又ハ白襟紋服（朝鮮服臺灣服ニ在リテハ以上ノ服裝ニ相當スルモノ）著用ノ節胸部中央ニ之ヲ佩用スルヲ妨ゲズ

昭和十二年二月二十四日　内閣總理大臣　林　銑十郎

○賞勳局告示第二號（改正大正十年四月二十六日閣令第五號、昭和六年八月十一日閣令第二號）

略章略綬佩用心得

一　各種勳章ノ略章（凡ソ徑曲尺五六分若クハ其以下ノ大サニシテ勳章ノ形ト彩色トヲ備ヘタル略小勳章ヲ謂フ）ハ通常禮服着用ノ時或ル場合ニ於テ鏈鎖或ハ小綬ヲ以テ左肋ニ佩用スルヲ得外國勳章ノ略章モ亦同シ

二　勳章又ハ褒章ノ略綬ハ通常禮服又ハ通常服着用ノ節左襟見返シノ鈕孔ニ掛ケ佩フヘシ婦人ニ在リテハ左肋ニ佩フヘシ但シ時宜ニ依リ男子ニ在リテハ紋附羽織袴婦人ニ在リテハ白襟紋服着用ノ節ニモ佩フルコトヲ得

三　略綬ハ別種二箇以上ノ勳章ヲ有スル者各其綬章ト同色ナル絹ヲ以テ二箇若クハ數箇合併ノモノヲ製シ之ヲ佩用スルヲ得二箇以上ノ褒章ヲ有スル者ニ付亦同シ但シ勳章ノ略綬ト合併スルコトナシ又內外數種ノ勳章ヲ有スル者ハ同外數箇合併ノ略綬ヲ製シ之ヲ佩用スルコトヲ得

四　褒章ノ略綬ハ勳章ノ略綬ノ左ニ佩フヘシ

五　勳章ト褒章トヲ有スル者勳章ノ略綬ヲ佩ヒスシテ褒章ノ略綬ヲ佩フルコトナシ外國ノ勳章、記章、褒章又ハ略章ニ付亦同シ

六　略綬ハ勳章、記章、褒章又ハ略章ト同時ニ佩フルコトヲ得

明治二十二年二月十二日

賞勳局總裁　伯爵　柳原前光

○內閣告示第四號

勳章記章又ハ褒章ヲ有スル者ハ大禮服及正裝ヲ除クノ外制服着用ノ節各自左ノ制式ノ略綬ヲ製シ之ヲ左肋ニ佩用スルコトヲ得略綬二種以上ニ及フトキハ本章佩用ノ順序ニ從ヒ聯結佩用スルモノトス

一綬　色　本綬ニ同シ

一綬　幅　本綬ニ同シ但シ無綬又ハ大綬ノ勳章ニ在リテハ功三級勳三等ノ綬幅ニ同シ

一綬　長　曲尺三分

大正七年九月十七日

內閣總理大臣　伯爵　寺內正毅

○

○大正七年十月二十四日賞勳局總裁ヨリ關係各廳へ左ノ如ク通牒ヲ發セリ

通牒

本年九月十七日內閣告示第四號ヲ以テ定メラレタル制服ニ佩用スルコトヲ得ル略綬ノ佩用方ニ付疑義ヲ生スル向モ可有之ニ付左記之通一定致度

記

一　略綬ハ勳章、記章、褒章又ハ略章ト同時ニ佩用スルコトナシ外國ノ勳章、記章、褒章又ハ略章ニ付亦同シ

二　略綬二種以上ニ及フトキハ時宜ニ依リ其一種若ハ數種ノミヲ佩用スルコトヲ得但シ勳章ノ略綬ヲ佩ヒスシテ他ノ略綬ノミヲ佩用スルコトヲ得ス

三　數種ノ略綬ヲ聯結佩用スル場合ニ於テハ其ノ一端ニ於テ之ヲ重ヌルコトヲ得又一列ニ佩用スルコト能ハサルトキハ二列以上ニ及フコトヲ得

○

○大正七年九月十七日內閣告示第四號ノ略綬佩用ノ件ニ關シ同年十一月七日附群馬縣知事ノ照會ニ對シ同月二十一日賞勳局總裁ヨリ左ノ如ク回答セリ

回　答

本月七日附秘官第二三五號ヲ以テ本年九月十七日內閣告示第四號略綬佩用ノ件ハ縣令若ハ縣訓令等ヲ以テ規定シタル制服ニモ適用可然哉ニ付照會ノ趣了承同告示ノ制服トハ　勅令若ハ之ニ準スヘキモノ及此等ノ命令ニ基ク他ノ命令ヲ以テ制定セラレタル制服ニハ適用ナキモノト了知相成度

○

○各種記章佩用ノ順序ニ關スル陸軍省人事局恩賞課長ノ照會ニ對シ大正十年五月三十日左ノ通回答セリ

回　答

本年四月二十九日附勳第九〇四號ヲ以テ各種記章佩用ノ順序ニ關シ照會ノ趣了承右ハ左記ノ如ク了知相成度

一、憲法發布記念章ハ勳章ノ左、記章褒章ノ右ニ佩フ

一、其他ノ記章ハ授與セラレタル證狀日附ノ順序ニヨル

一、其日附ノ同日ナル場合ハ記章制定ノ順序ニ依ル

一、記章裏面ノ文字大正三年乃至九年戰役トアルモノハ大正九年三月ノ制定トス

追テ各種記念章ハ勳章記章佩用心得ノ記章ニ包含スル儀ニ有之候

○

○褒章佩用方ニ關スル貴族院ノ照會ニ對シ大正十年六月十日左記ノ旨回答セリ

回　答

褒章ハ記章ノ左ニ佩用シ各種褒章ノ佩用順序ハ記章佩用ノ順序ニ準ス

○

朕勳章還納ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御　名　御　璽

明治二十二年三月二十一日

勅令第三十八號（官報三月二十二日）

勳等進敍シ同種ノ上級勳章ヲ受ケタル者ハ其下級ノ勳章ヲ賞勳局ヘ還納スヘシ

但勳記ハ還納スルノ限ニアラス

內閣總理大臣　伯爵　黑　田　清　隆

○

○閣令第九號（官報三月二十二日）

勳章還納手續ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治二十二年三月二十一日

內閣總理大臣　伯爵　黑　田　清　隆

勳章還納手續

第一條　同種上級ノ勳章ヲ授與セラレタル者ハ一週間以內ニ其下級ノ勳章ヲ賞勳局ヘ還納スヘシ

第二條　同種上級ノ勳章ヲ賞勳局ノ送達ニヨリ受領シタル者ハ直ニ其領票ト共ニ下級ノ勳章ヲ同局ヘ差出スヘシ

官廳ヲ經テ受領シタル者ハ其官廳ヘ差出シ官廳ハ之ヲ賞勳局ヘ送付スヘシ

第三條　外國人ノ勳等進級シ同種上級勳章ヲ受ケタル者ハ亦此手續ニ從ヒ下級ノ勳章ヲ還納スヘシ其外國ニ在ル者ハ最寄公使館ヘ差出スヘシ

第四條　公使館又ハ領事館ニ於テ前條勳章ヲ領收シタルトキハ外務省ヘ送付シ同省ハ之ヲ賞勳局ヘ送付スヘシ

第五條　勳章還納ニ關スル費用ハ受章者ノ自辨トス又官廳ヨリ賞勳局ヘ送付スルモノハ其官廳ニ於テ支辨スヘシ

附　則

一　從前同種勳章ニ進敍シタル者ハ東京ハ二週間以內各地方ハ三十日以內ニ下級ノ勳章ヲ還納スヘシ我國在留ノ外國人亦同シ其外國ニ在ル者ハ手續第五條ニ依ルヘシ

但進級者既ニ死亡シタルトキハ本文ノ限リニアラス

○

○內閣告示第六號（大正三年十二月二十九日）

勳等、功級ニ敍セラレ又ハ記章、褒章ヲ授與セラレタル者族籍、氏名ヲ變更シタルトキハ其ノ旨速ニ賞勳局ニ屆出ツヘシ變更後未タ屆出テサル者亦同シ

前項ノ者死亡シタルトキハ家督相續人、戶主又ハ親族ヨリ屆出ツヘシ死亡後未タ屆出サル者亦同シ

屆書ニハ勳等、功級ニ敍セラレ又ハ記章褒章ヲ授與セラレタル者ノ氏名、勳等功級、勳章、記章、褒章ノ名稱勳記功記年金證證狀章記ノ番號ヲ明記スヘシ

大日本帝國勳章記

大勳位

大勳位菊花大綬章

大勳位菊花章頸飾

寶冠章

勳二等寶冠章

勳一等寶冠章

勳五等寶冠章

勳三等寶冠章

勳一等寶冠章副章

瑞寶章

勳一等瑞寶章

勳二等瑞寶章
勳一等瑞寶章副章

勳三等瑞寶章

勳四等瑞寶章

勳五等瑞寶章

勳六等瑞寶章

勳七等瑞寶章

勳八等瑞寶章

金瑪章

功一級金瑪章

功二級金瑪章
功一級金瑪章副章

功三級金瑪章
功二級金瑪章副章

功四級金瑪章

功五級金瑪章

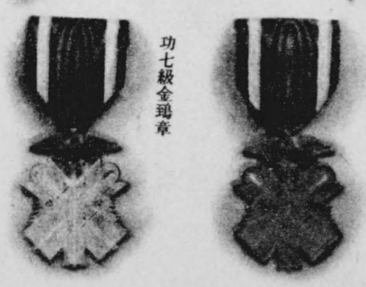

功六級金瑪章

功七級金瑪章

旭章

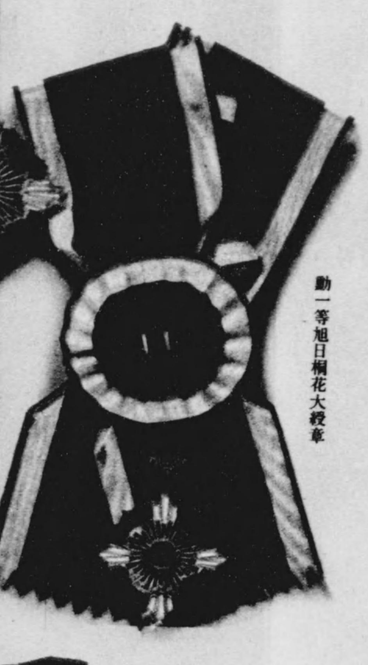

勳一等旭日桐花大綬章

勳四等旭日小綬章

勳七等青色桐葉章

大日本帝國勳章記

旭章

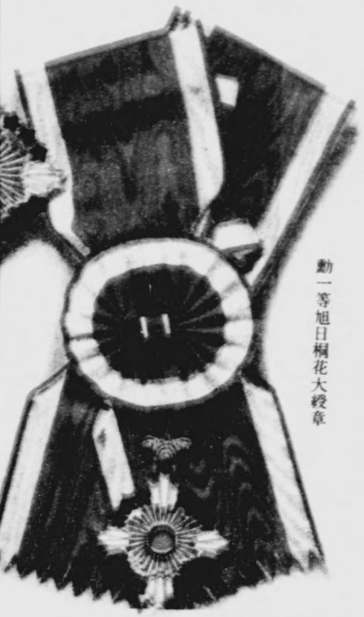

金瑞章

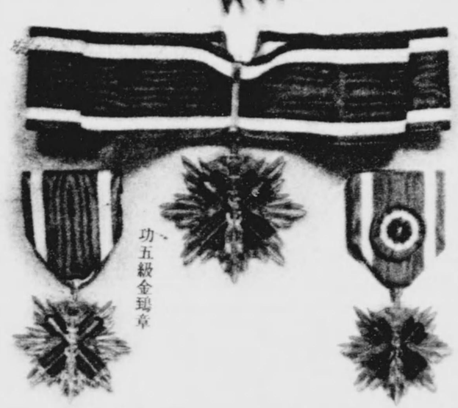

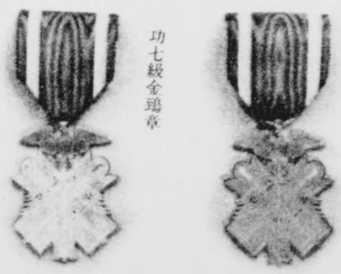

瑞寶章

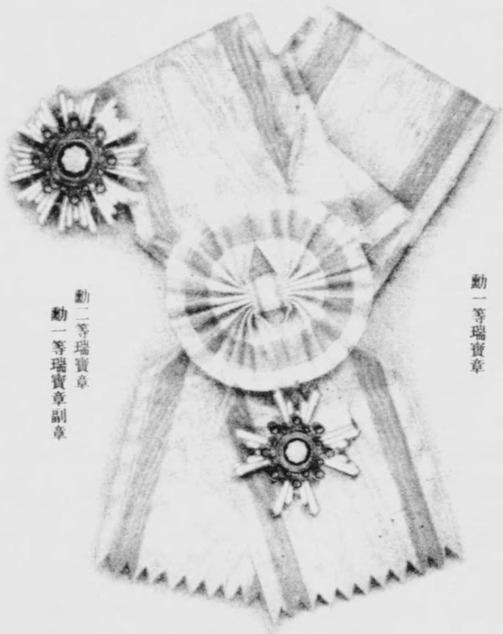

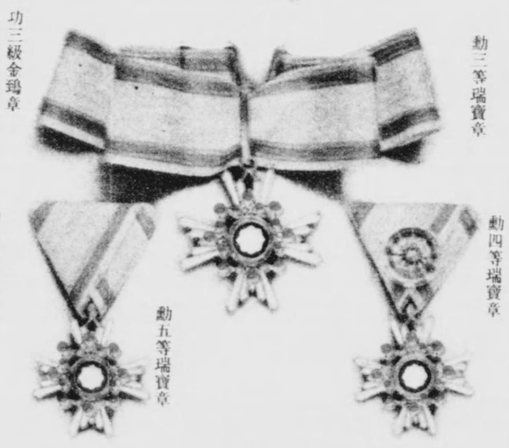

大勳位

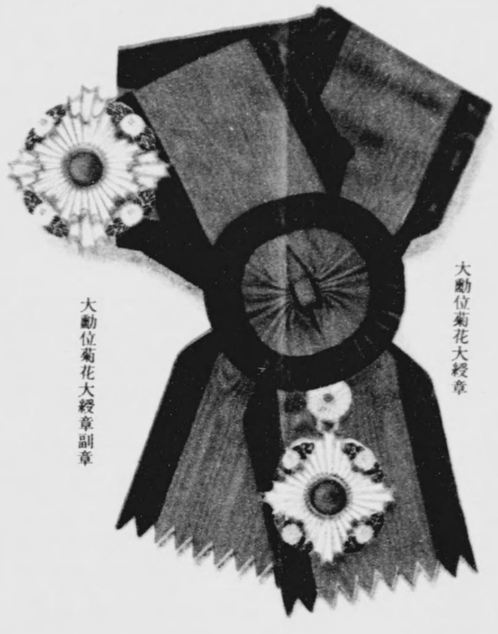

寶冠章

帝國勳章記章圖

旭日章

勳一等旭日大綬章

勳二等旭日重光章
勳一等旭日大綬章副章

勳一等旭日桐花大綬章

勳一等旭日桐花大綬章副章

功二級金瑪章
功一級金瑪章副章

勳三等旭日中綬章
勳二等旭日重光副章

勳四等旭日小綬章

勳五等雙光旭日章

勳六等單光旭日章

勳七等青色桐葉章

勳八等白色桐葉章

功五級金瑪章

文化勳章

從軍記章

明治七年從軍記章

明治二十七、八年從軍記章

明治三十三年從軍記章

明治三十七、八年從軍記章

大正三、九年從軍記章

昭和六年、九年事變從軍記章

記章

憲法發布記念章

皇太子渡韓記念章

韓國併合記念章

大婚二十五年祝典之章

大正大禮記念章

昭和大禮記念章

章

戰捷記章

國勢調查記念章

復興記念章

褒章

黃綬褒章

紅綬褒章

綠綬褒章

紺綬褒章

藍綬褒章

赤十字社銀牌社員章

徽章

元帥徽章

侍從武官徽章

陸軍飛行機操縱術
修得下士卒徽章

陸軍飛行機操縱術
修得下士卒徽章

帝國勳章記章圖

旭日章

動一等旭日大綬章

動二等旭日重光章
動一等旭日大綬章副章

動一等旭日桐花大綬章

動一等旭日桐花大綬章副章

功二級金瑞章
功一級金瑞章副章

功五級金瑞章

動三等旭日中綬章
動二等旭日重光副章

動四等旭日小綬章

動五等雙光旭日章

動六等單光旭日章

動七等青色桐葉章

動八等白色桐葉章

文化勳章

從軍記章

明治七年從軍記章

明治二十七、八年從軍記章

明治三十三年從軍記章

明治三十七、八年從軍記章

大正三、九年從軍記章

昭和六年、九年事變從軍記章

記章

憲法發布記念章

戰捷記章

皇太子渡韓記念章

國勢調查記念章

韓國併合記念章

復興記念章

大婚二十五年祝典之章

大正大禮記念章

昭和大禮記念章

褒章

黃綬褒章

紅綬褒章

綠綬褒章

紺綬褒章

藍綬褒章

赤十字社終身社員章

徽章

元帥徽章

侍從武官徽章

陸軍飛行機操縱術
修得將校徽章

陸軍飛行機操縱術
修得下士官徽章

防震草

長野縣

滿洲帝國勳章記章圖

柱國章

景雲章

龍光大綬章

大勳位蘭花章頸飾

大勳位蘭花章頸飾、大勳位蘭花大綬章
龍光大綬章副章、勳一位柱國章副章
建國功勞章、大典紀念章、皇帝訪日紀念章
併佩

勳章記章佩帶之圖（一）

柱國章

景雲章

景雲章

大勳位蘭花大綬章

勳一位景雲章、勳二位柱國章
建國功勞章、大典紀念章
皇帝訪日紀念章
併佩

勳章記章佩帶之圖（二）

滿洲帝國勳章記章圖

動章記章佩帶之圖（一）

大勳位蘭花章頸飾、大勳位蘭花大綬章
龍光大綬章副章、勳一位柱國章副章
建國功勞章、大典紀念章、皇帝訪日紀念章
併佩

大勳位蘭花章頸飾

龍光大綬章

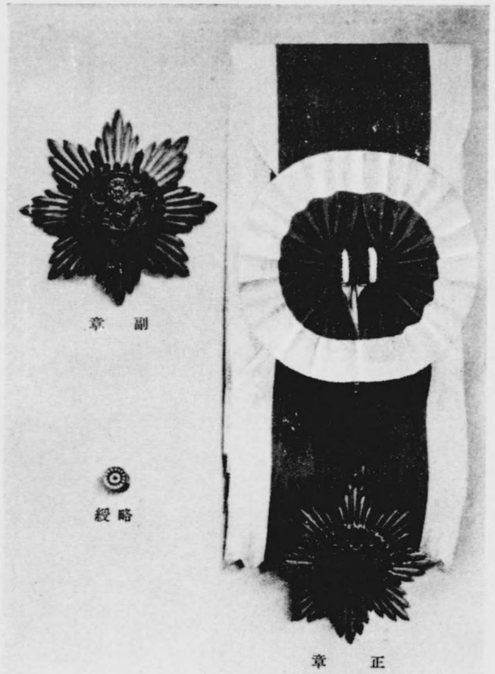

景雲章

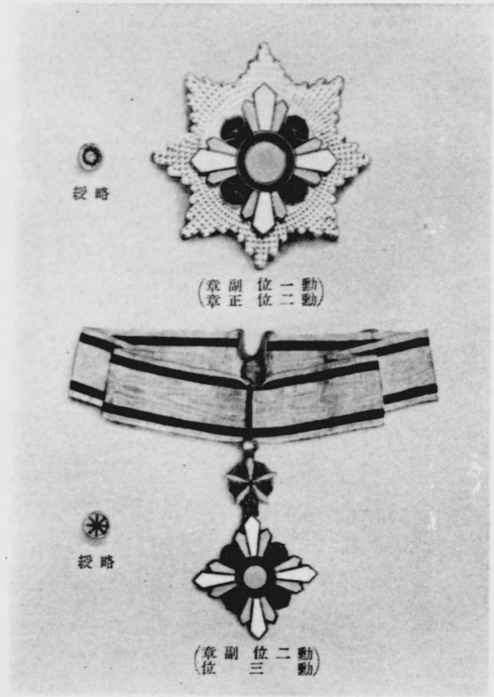

柱國章

動章記章佩帶之圖（二）

勳一位景雲章、勳二位柱國章
建國功勞章、大典紀念章
皇帝訪日紀念章
併佩

大勳位蘭花大綬章

景雲章

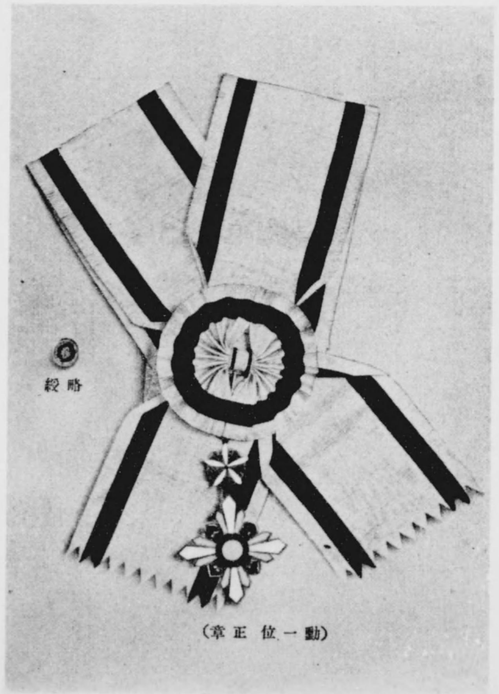

柱國章

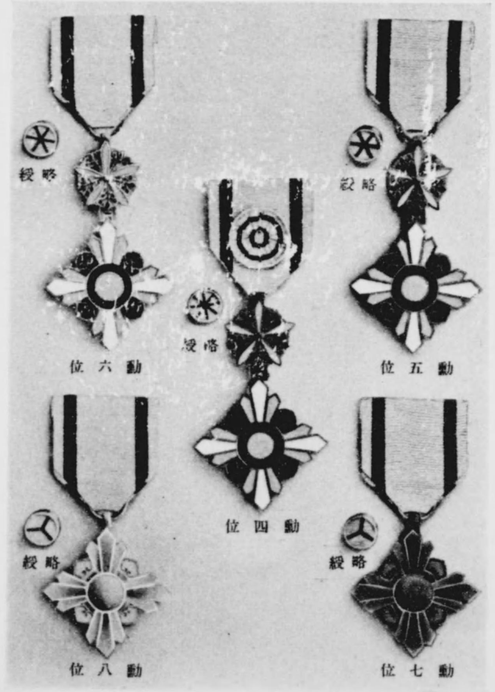

滿洲帝國勳章記章圖

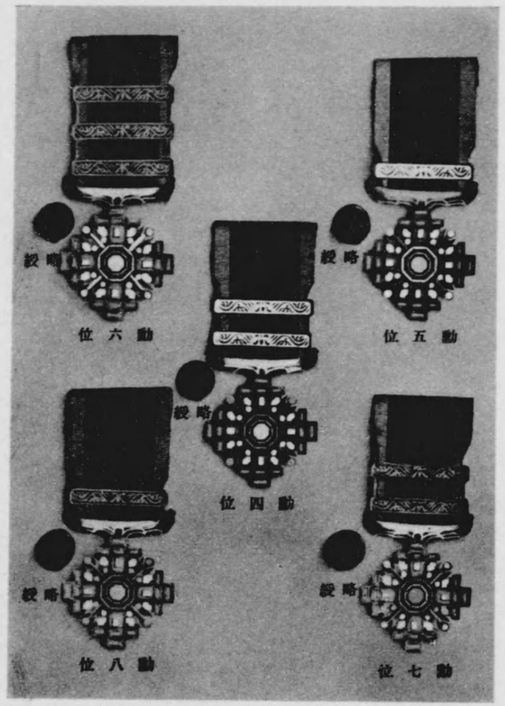

柱國章

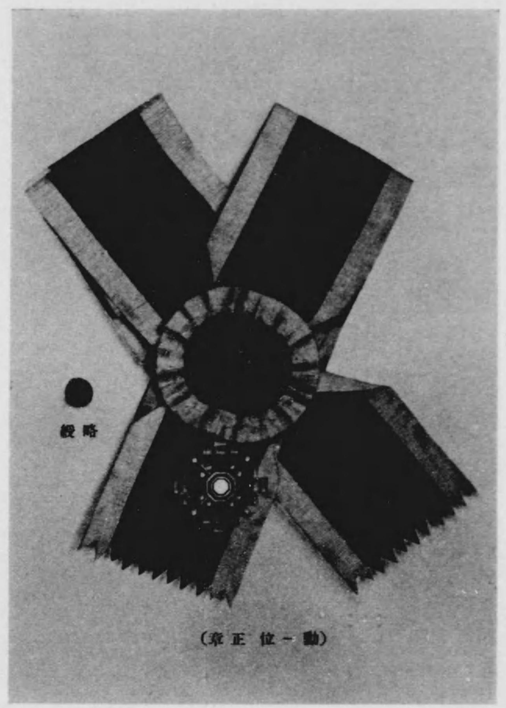

柱國章

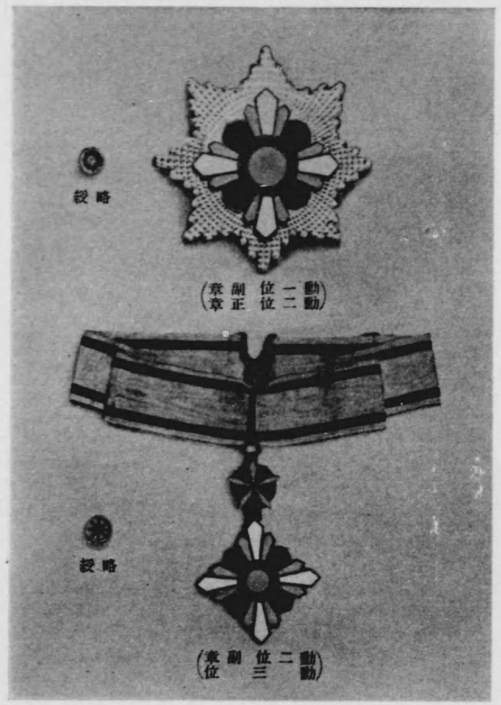

景雲章

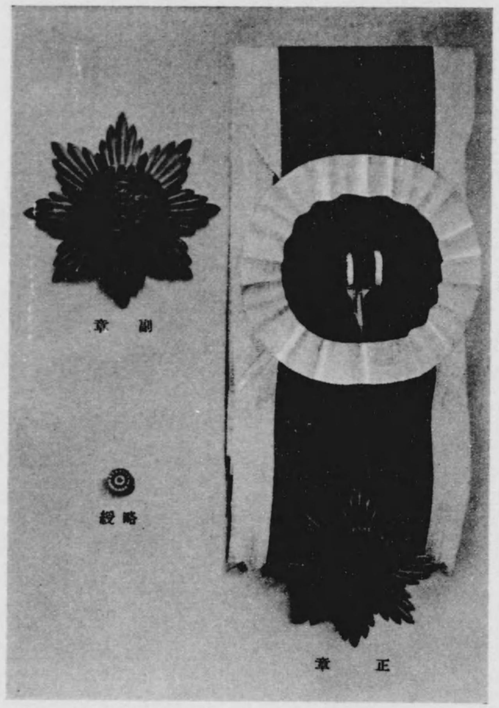

龍光大綬章

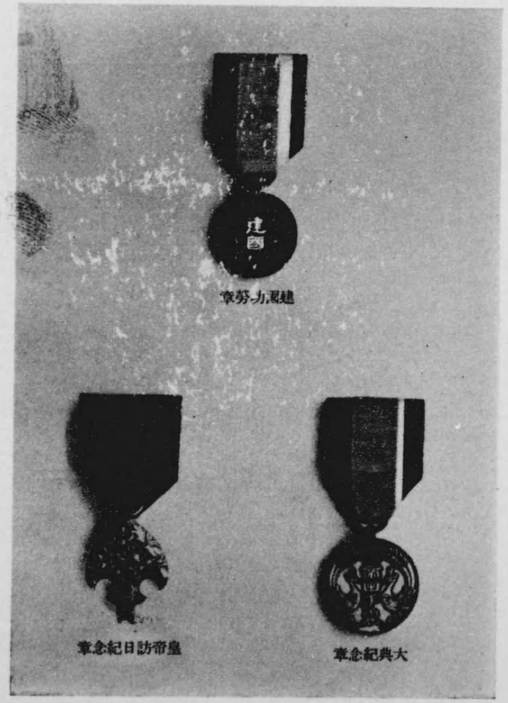

記章

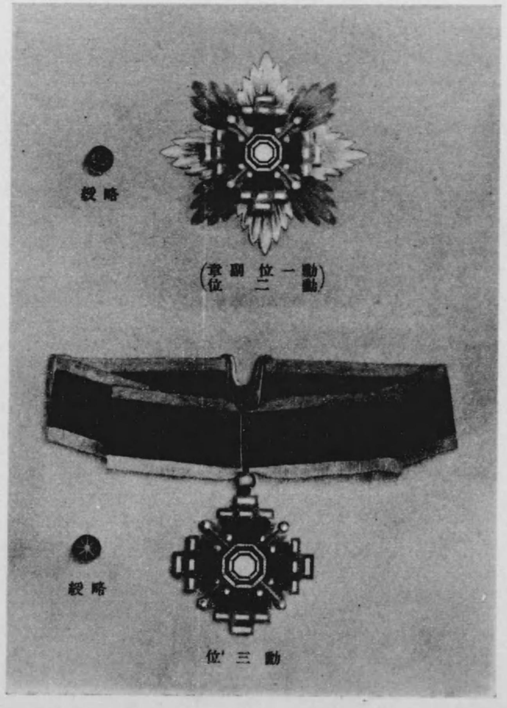

柱國章

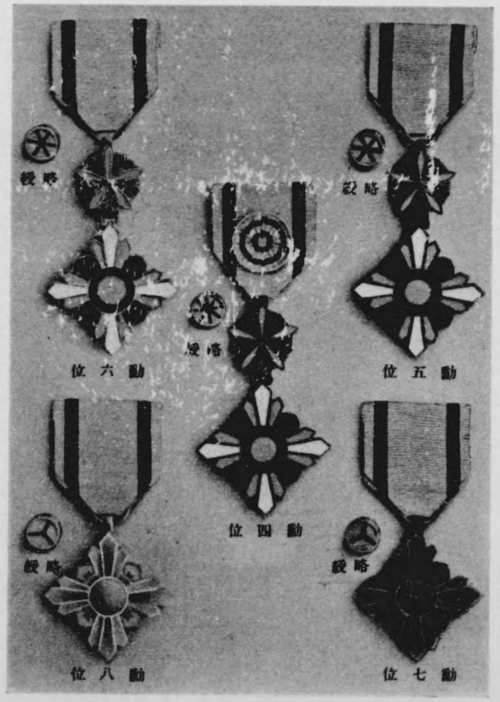

景雲章

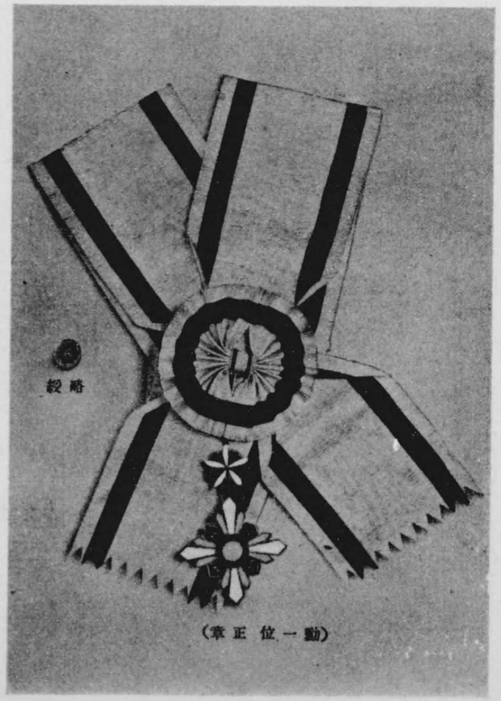

景雲章

滿洲帝國勳章記章圖

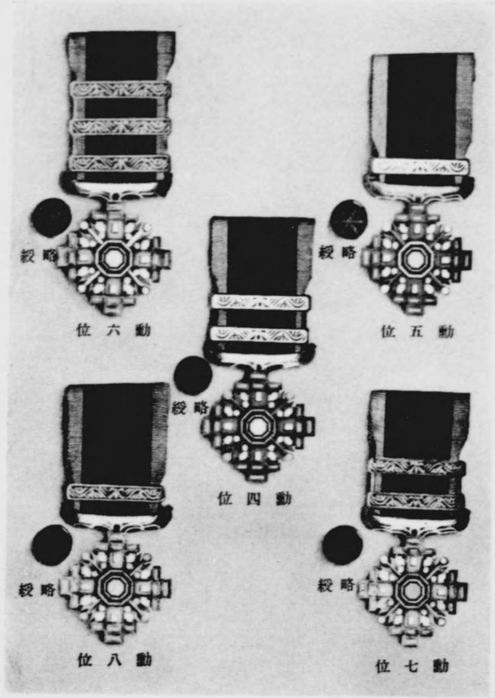

柱國章

柱國章

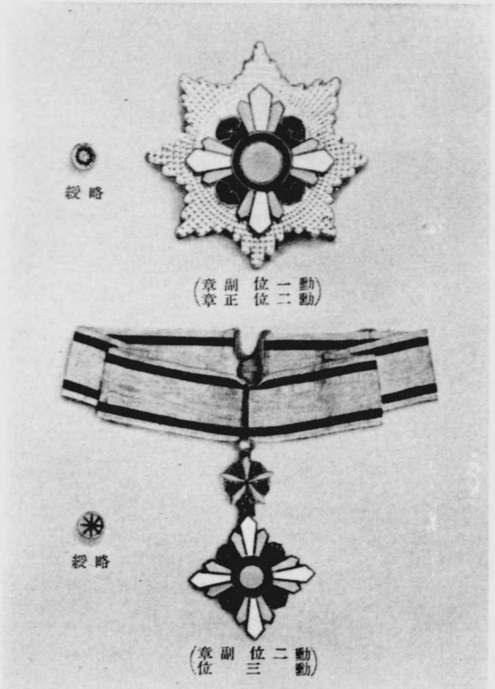

景雲章

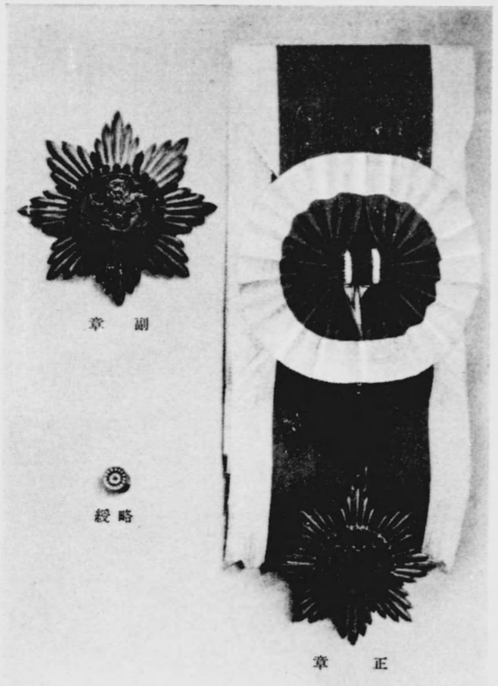

龍光大綬章

記章

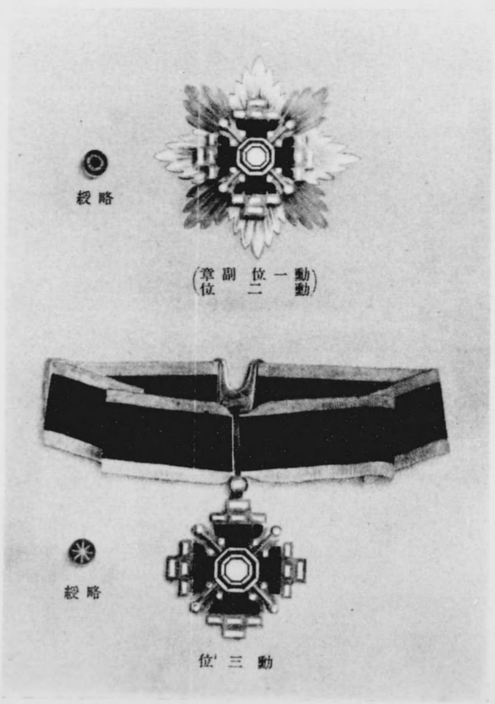

柱國章

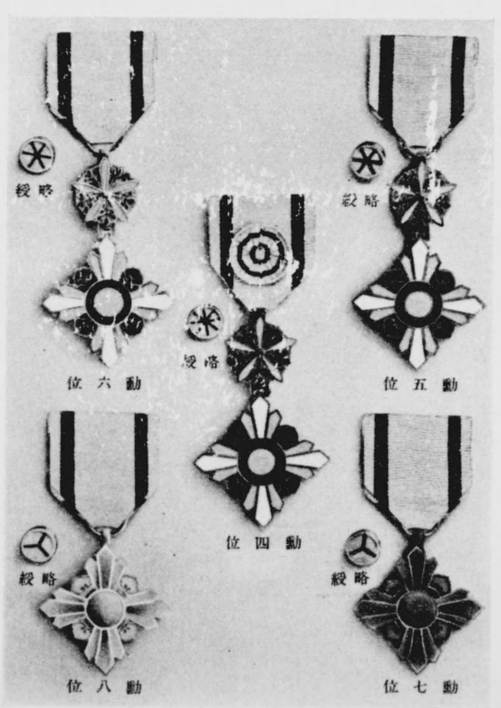

景雲章

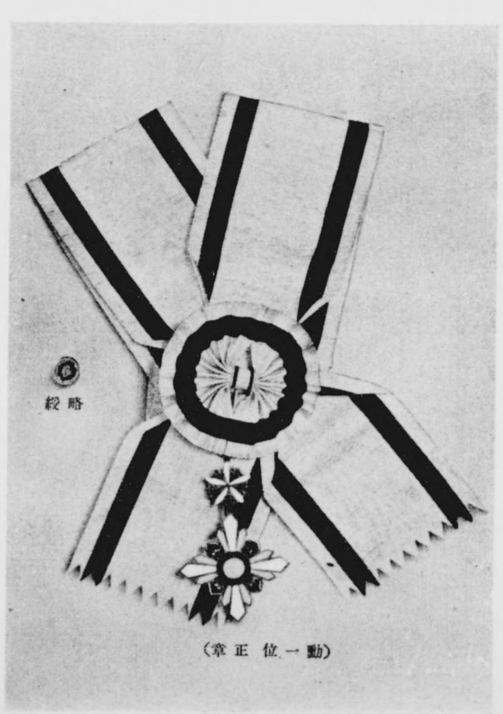

景雲章

ずして廃章の

勳章記

正

勳章種別	佩用位置	男 軍服 正裝	男 軍服 禮裝	男 軍服 通常禮裝	男 軍服 軍裝
大勳位菊花章	菊花章頸飾	頸飾をもつて喉下に佩用	○	○	
大勳位菊花章	菊花大綬章	大綬をもつて右肩より左脇に垂れ佩用、副章は左肋に佩用	○	○	
旭日桐花大綬章		大綬をもつて右肩より左脇に垂れ佩用、副章は左肋に佩用	○	○	
金鵄勳章	功一級金鵄章	大綬をもつて左肩より右脇に垂れ佩用、副章(功二級)は左肋に佩用	○	○	
金鵄勳章	功二級金鵄章	右肋に佩用、副章(功三級)は中綬をもつて喉下に佩用	○	○	○
金鵄勳章	功三級金鵄章	中綬をもつて喉下に佩用	○	○	○
金鵄勳章	自功四級至功七級金鵄章	小綬をもつて左肋に佩用	○	○	○
旭日章	勳一等旭日大綬章	大綬をもつて右肩より左脇に垂れ佩用、副章(旭二)は左肋に佩用	○	○	
旭日章	勳二等旭日重光章	右肋に佩用、副章(旭三)は中綬をもつて喉下に佩用	○	○	○
旭日章	勳三等旭日中綬章	中綬をもつて喉下に佩用	○	○	○
旭日章	自勳四等至勳八等旭日章	小綬をもつて左肋に佩用	○	○	○
瑞寶章	勳一等瑞寶章	大綬をもつて右肩より左脇に垂れ佩用、副章(瑞二)は左肋に佩用	○	○	
瑞寶章	勳二等瑞寶章	右肋に佩用(副章なし)	○	○	○
瑞寶章	勳三等瑞寶章	中綬をもつて喉下に佩用、婦人は結蝶狀の綬をもつて左肋に佩用	○	○	○
瑞寶章	自勳四等至勳八等瑞寶章	小綬をもつて左肋に佩用、婦人は結蝶狀の綬をもつて左肋に佩用	○	○	○
寶冠章	勳一等寶冠章	大綬をもつて右肩より左脇に垂れ佩用、副章(二等寶冠章)は左肋に佩用			
寶冠章	勳二等勳三等寶冠章	結蝶狀の綬をもつて左肋に佩用			
寶冠章	自勳四等至勳八等寶冠章	右に同じ			
文化勳章		綬をもつて胸部中央に佩用			
記章		四等以下の勳章の位置の左に佩用	○	○	○

一、勳章佩用上の心得

1、通常禮裝及軍裝に在りては、時宜に依りざるものとす。

2、通常禮服(燕尾服)著用の時は大綬章を上へ其の位置に佩ぶることあり。時宜に依

記章	文化勳章	寶冠章			瑞寶章				旭日章				鵄勳章			
		自勳四等至勳八等寶冠章	勳二等勳三等寶冠章	勳一等寶冠章	自勳四等至勳八等瑞寶章	勳三等瑞寶章	勳二等瑞寶章	勳一等瑞寶章	自勳四等至勳八等旭日章	勳三等旭日中綬章	勳二等旭日重光章	勳一等旭日大綬章	自功四級至功七級金鵄章	功三級金鵄章	功二級金鵄章	大綬をもつて右肩より左脇に垂れ佩用、副章(旭二)は左肋に佩用
四等以下の勳章の位置の左に佩用	綬をもつて胸部中央に佩用	右に同じ	結蝶狀の綬をもつて左肋に佩用	大綬をもつて右肩より左脇に垂れ佩用、副章(二等寶冠章)は左肋に佩用	小綬をもつて左肋に佩用、婦人は結蝶狀の綬をもつて左肋に佩用	中綬をもつて喉下に佩用、婦人は結蝶狀の綬をもつて左肋に佩用	右肋に佩用(副章なし)	大綬をもつて右肩より左脇に垂れ佩用、副章(瑞二)は左肋に佩用	小綬をもつて左肋に佩用	中綬をもつて喉下に佩用	右肋に佩用、副章(旭三)は中綬をもつて喉下に佩用	大綬をもつて右肩より左脇に垂れ佩用、副章(旭二)は左肋に佩用	小綬をもつて左肋に佩用	中綬をもつて喉下に佩用	大綬をもつて右肩より左脇に垂れ佩用、副章(旭二)は左肋に佩用
○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○					○	○	○		○	○	○		○	○	○	○
○					○	○	○		○	○	○		○	○	○	○

備考

一、勳章佩用上の心得

1、通常禮裝及軍裝に在りては、時宜に依りざるものとす。

2、通常禮服(燕尾服)著用の時は大綬章を上へ其の位置に佩ぶることあり。時宜に依

3、一等勳章を有する婦人、中、小禮服にはるべし。

4、一等勳章を有する者、更に別種の一等勳正章並に其の副章と、前に受けたる一等勳と、瑞一の副章(瑞二)を併佩するが如き

5、二等以下の勳章を有する者、更に同種上を併佩すべし。例へば瑞八の帶有者が瑞七合には、すべて別種の勳章であるから悉く

6、二等勳章若くは一等の副章兩箇以上を併

7、三等勳章兩箇以上を併佩する時は、後に

8、四等勳章以下兩箇以上を併佩する時は、

二、記章・褒章佩用上の注意

1、記章佩用の順序は、四等以下の勳章の左きものを右とし、新らしきものを左とす。

2、褒章は記章佩用の順序に準じ、記章の左

三、外國勳章・記章佩用上の注意

1、我が勳章を有する者、我が勳章を佩びず

2、彼我の綬を用ひざる勳章は彼の勳章を我ぶる勳章は我が勳章の位置の左に併佩すべ

3、彼の記章と我が記章及褒章とを併佩する

記章佩用一覧

（本表中の○印は佩用する服装を示し、△印は時宜により佩用し得る服装を示す）

（禁轉載）

章	男子	軍服	正装	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○
章	男子	軍服	禮装	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○
章	男子	軍服	通常禮装					○	○	○		○		○				○					○
章	男子	軍服	軍装					○	○	○		○		○		○	○	○					○
章	男子	軍服	略装					△	△	△		△	△	△		△	△	△					△
章	男子	洋装禮服	大禮服	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○
章	男子	洋装禮服	通常禮服	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○
章	男子	洋装禮服	通常服							△				△				△				△	△
章	男子		紋付羽織袴							△				△				△				△	△
章	女子		大、中、小禮服												○		○	○	○	○	○	○	○
章	女子		通常服														△	△		△	△	△	△
章	女子		白襟紋服															△			△	△	△
副章	男子	軍服	正装		○	○	○	○			○	○			○								
副章	男子	軍服	禮装		○	○	○	○			○	○			○								
副章	男子	軍服	通常禮装		○	○	○	○			○	○			○								
副章	男子	軍服	軍装		○	○	○	○			○	○			○								
副章	男子	軍服	略装		△	△	△	△			△	△			△								
副章	男子	洋装禮服	大禮服		○	○	○	○			○	○			○								
副章	男子	洋装禮服	通常禮服		○	○	○	○			○	○			○								
副章	男子	洋装禮服	通常服																				
副章	男子		紋付羽織袴																				
副章	女子		大、中、小禮服												○		○	○	○				
副章	女子		通常服												△		△	△	△				
略綬	男子		軍服	內閣告示第四號の略綬は正装を除く以外の服装著用の際左肋に佩ぶ。																			
略綬	男子		洋服又ハ和服	勳章附屬の略綬は通常禮服又は通常服の左襟見返へしの孔に掛けて佩ぶ。時宜により紋付羽織袴にても左肋に佩ぶることを得。								內閣告示第四號の略綬は大禮服を除く以外の制服著用の際左肋に佩ぶ。											
略綬	女子		洋服又ハ和服	勳章附屬の略綬は通常禮服又は通常服には左肋に佩ぶ。時宜により白襟紋服の節にも佩ぶることを得。																			

注意

一、服装に就て
男子通常禮服は燕尾服、通常服は「フロックコート」又は「モーニングコート」とす。女子大、中、小禮服は袿袴、通常服は「ローブモンタント」とす。

二、略綬に就て
1、勳章附屬の略綬は別種二箇以上の勳章を有する者各其の綬と同色の絹をもつて二箇若くは數箇合併のもの（功三級勳三等以上のものは略綬に翼を附す）を製し之を佩用することを得。褒章を有する者亦同じ。但し勳章の略綬と合併することなし。
內外數種の勳章を有する者は、內外數箇合併の略綬を製し之を佩用することを得。
褒章の略綬は勳章の略綬の左に佩ぶ。
勳章と褒章を有する者勳章の略綬を佩びずして褒章の略綬を佩ぶることを得ず。
略綬は勳章・記章・褒章と同時に佩ぶることを得ず。
2、內閣告示第四號の略綬（綬幅本綬に同じく、綬長曲尺三分）二種以上に及ぶときは、勳章・記章佩用の順序に從ひ聯結す。

三、軍人傷痍記章及軍人遺族記章は右肋に佩ぶ。

四、本表には徽章を除く。

得

は、時宜に依り勳等を表する最上級の勳章及金鵄勳章又は其の一種のみを佩用することを得。此の場合に於ては記章を佩用せ
の時は大綬章を上衣の下に佩び、其の副章を上衣の上へ其の位置に佩ぶ。又大綬章を胴衣の下襯衣の上に佩び、副章を上衣の
あり。時宜に依り大綬章を省き其の副章のみを佩ぶることあるべし。

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○
○	○		○	○	○		○	○	○					○
○	○		○	○	○		○	○	○					○
△	△		△	△	△		△	△	△					△
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○
	△				△				△				△	△
	△				△				△				△	△
						○		○	○	○	○	○	○	○
								△	△		△	△	△	△
									△			△	△	△
		○	○			○								
		○	○			○								
		○	○			○								
		○	○			○								
		△	△			△								
		○	○			○								
		○	○			○								
						○		○	○	○				
						△		△	△	△				

付羽織袴にても左肋に佩ぶることを得。

內閣告示第四號の略綬は大禮服を除く以外の制服著用の際左肋に佩ぶ。

も佩ぶることを得。

略綬は別種二箇以上の勳章を有する者各其の綬と同色の絹をもつて二箇若くは數箇合併のもの（功三級勳三等以上のものは略綬に翼を附す）を製し之を佩用することを得。褒章を有する者亦同じ。但し勳章の略綬と合併することなし。內外數種の勳章を有する者は、內外數箇合併の略綬を製し之を佩用することを得。

褒章の略綬は勳章の略綬の左に佩ぶ。勳章と褒章を有する者勳章の略綬を佩びずして褒章の略綬を佩ぶることを得ず。略綬は勳章・記章・褒章と同時に佩ぶることを得ず。

2、內閣告示第四號の略綬（綬幅本綬に同じく、綬長曲尺三分）二種以上に及ぶときは、勳章・記章佩用の順序に從ひ聯結す。

三、軍人傷痍記章及軍人遺族記章は右肋に佩ぶ。

四、本表には徽章を除く。

得

は、時宜に依り勳等を表する最上級の勳章及金鵄勳章又は其の一種のみを佩用することを得。此の場合に於ては記章を佩用せ
用の時は大綬章を上衣の下に佩び、其の副章を上衣の上へ其の位置に佩ぶ。又大綬章を胴衣の下襯衣の上に佩び、副章を上衣の
とあり。時宜に依り大綬章を省き其の副章のみを佩ぶることあるべし。
中、小禮服には時宜に依り大綬章を省き副章のみを佩ぶることあるべし。又通常禮服には時宜に依り副章のみを佩ぶることあ

更に別種の一等勳章を受けた時は（旭日桐花大綬章と旭日章とは同種であるから併佩することは無い）後に受けたる一等勳章の
に受けたる一等勳章の副章とを併佩すべし。例へば瑞一の帶有者が更に旭一を賜はつた場合には、旭一大綬章と其の副章（旭二）
を併佩するが如きである。
る者、更に同種上級の勳章を受けたる時は、其の下級の勳章を佩ぶることを止む。別種の同級若くは上級の勳章を受けた時は之
八の帶有者が瑞七に昇敍せられた時は、瑞八の佩用を止め之を還納するのである。又瑞五の帶有者が功五、旭五を賜はりたる場
章であるから悉く之を併佩するが如きである。
勳章兩箇以上を併佩する時は、後に受けたるものを前に受けたるもの丶位置について其の上位に列佩すべし。
佩する時は、後に受けたるものを、前に受けたるもの丶位置の上に佩ぶべし。
を併佩する時は、後に受けたるものを、前に受けたるもの丶位置の右に佩ぶべし。

意

等以下の勳章の左に於て、證狀日附の舊きものを右とし、新らしきものを左とす。證狀日附同日のものに在りては記章制定の舊
きものを左とす。
に準じ、記章の左に佩用する。

の注意

我が勳章を佩びずして彼の勳章のみを佩ぶべからず。
章は彼の勳章を我が勳章の位置の下若くは次に、彼我の喉下に佩ぶる勳章は彼の勳章を我が勳章の位置の下に、彼我の左肋に佩
位の左に併佩すべし。
褒章とを併佩する時は、之を我が記章及褒章の位置の左に列佩すべし。

昭和十三年四月二十一日　印刷
昭和十三年四月二十六日　發行

「勳章・記章の話」奥附

〔定價金七十錢〕
送料六錢

不許複製

著作者　東京市目黒區三谷町八十四番地　金子空軒
發行者　東京市麹町區九段一丁目五番地　財團法人軍人會館會出版部　右代表者　平田重三
印刷者　東京市麹町區九段一丁目五番地　内山和三郎
印刷所　東京市麹町區九段一丁目五番地　財團法人軍人會館印刷所

發行所　東京市麹町區九段一丁目五番地　財團法人軍人會館出版部
電話九段(33)四一〇一―四一〇八番
振替口座東京二〇〇七番

財團法人 軍人會館出版部發行